



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会 2月定例会

日 時：令和6年2月19日（月）

午前10時40分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館2階）

1 警察・消防からのお知らせ

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	旭警察署からのお知らせ（情報提供） (旭警察署) <u>【資料1-1】</u>	単会 会長
(2)	旭消防署からのお知らせ（情報提供） (旭消防署) <u>【資料1-2】</u>	単会 会長
(3)	令和6年春の火災予防運動ポスターの掲出について（掲出依頼） (旭消防署) <u>【資料1-3】</u>	掲示

2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	令和6年度共同募金運動への協力依頼について（依頼） (共同募金会旭区支会) <u>【資料2-1】</u>	<u>連長</u>
(2)	令和6年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について（協力依頼） (健康福祉局 地域支援課／旭区 福祉保健課) <u>【資料2-2】</u>	単会 会長
(3)	民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について（事業説明） (健康福祉局 地域支援課／旭区 福祉保健課) <u>【資料2-3】</u>	単会 会長
(4)	広報紙の配布について（依頼） (政策局 広報課／議会局 秘書広報課／旭区 区政推進課) <u>【資料2-4】</u>	単会 会長
(5)	自治会町内会館脱炭素化推進事業について（事業説明・募集案内） ※ 申請期間：令和6年3月1日（金）から令和6年9月30日（月）まで (市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課) <u>【資料2-5】</u>	単会 会長

3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	令和6年度 日本赤十字社会員増強運動(会費募集)にかかる必要資料等のアンケートについて（依頼） ※ 提出期限：令和6年3月18日（月） (旭区社会福祉協議会) <u>【資料3-1】</u>	別送
(2)	令和5年度社会福祉協議会賛助会費募集へのお礼及び令和6年度の募集協力について（依頼） (旭区社会福祉協議会) <u>【資料3-2】</u>	<u>連長</u>

(3)	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園について(情報提供) (環境創造局 公園緑地整備課)【資料3-3】	連長
(4)	フラワーフェス2024の開催について(掲出依頼) ※ 掲出期間:令和6年3月17日(日)まで (公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)【資料3-4】	掲示
(5)	「鶴ヶ峰連立News(第8号)」の発行について(情報提供) (道路局 建設課)【資料3-5】	単会 会長
(6)	令和5年度旭区区民意識調査結果について(情報提供) (旭区 区政推進課)【資料3-6】	単会 会長
(7)	第29期横浜市青少年指導員旭区委嘱式について(依頼) ※ 提出期限:令和6年3月18日(月) (旭区 地域振興課)【資料3-7】	連長
(8)	旭区花いっぱい事業における春の花苗配布の申請について(事業説明) ※ 提出期限:令和6年4月10日(水) (旭区 地域振興課)【資料3-8】	単会 会長

4 その他(情報提供、講演会・催事等の案内等)

(自治だよりに掲載しませんが、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します)

番号	議題	配布先
(1)	広報紙「あさひいきいき宣言(No.115)」の戸別世帯配布について (依頼) (旭区社会福祉協議会)【資料4-1】	別送
(2)	2024・2025年版旭区便利帖さんさんガイド発行について(情報提供) (旭区 区政推進課)【資料4-2】	単会 会長

5 地域広報紙等の配布について(地区連合会長への情報提供)

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| (1) 鶴ヶ峰地区だより(第32号) | ※鶴ヶ峰地区町内会連合会 広報紙 |
| (2) あさひきた(VOL.12) | ※旭北地区連合自治会 広報紙 |
| (3) 旭北地区社協(VOL.33) | ※旭北地区社会福祉協議会 広報紙 |
| (4) みんなの若葉台(No.462) | ※若葉台連合自治会 広報紙 |
| (5) YOKOHAMA SAKONYAMA 連合だより(No.108) | ※左近山連合自治会 広報紙 |

定例会結果報告はこちら



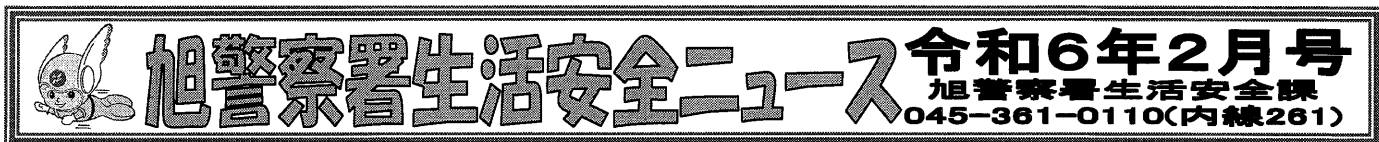
【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会3月定例会

日 時:令和6年3月18日(月)

午後3時00分から

場 所:新館大会議室(旭区役所新館2階)


旭警察署生活安全ニュース 令和6年2月号
 旭警察署生活安全課 045-361-0110(内線261)

⚡ 刑法犯の発生状況 令和6年1月

	令和6年	令和5年	増減
特殊詐欺	2	5	-3
空き巣	1	4	-3
車上ねらい	2	3	-1
部品ねらい	2	6	-4
自動車盗	0	1	-1
オートバイ盗	5	2	+3
自転車盗	13	8	+5
不同意わいせつ	0	1	-1
強盗	0	0	±0
ひったくり	0	0	±0
器物損壊、忍込み等	37	34	+3
総件数	62	64	-2

● 特殊詐欺について
 旭区全域で特殊詐欺の前兆電話が多数入電しています。
 特殊詐欺の手口の一つとして預貯金詐欺があります。
 最近の騙しの電話は、区役所を騙り、「医療費の還付があります。手続きに新しいキャッシュカードが必要です。」等と電話をかけてきて、区役所職員を装う人が、自宅にキャッシュカードを取りに来るものです。
 電話で「カード・お金・ATM」等という言葉聞いたら、それは詐欺です。
 被害者の方のほとんどが、特殊詐欺の手口を知っていて、騙されています。
 自宅の電話に迷惑電話防止機器を取り付けることで、被害を防止しましょう。

⊙ **特殊詐欺の発生状況** 令和6年1月末

神奈川県内

	令和6年	令和5年	増減
件数	84	134	-50

令和6年 被害金額 約1億3000万円

旭区内

	令和6年	令和5年	増減
件数	2	5	-3

令和6年 被害金額 約49万円

★ 旭警察署からのお知らせ
 ～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
 あさひ安全・安心かわら版に登録を!!
 旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。
 地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。
 ※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。
 ○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。
 ○ 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

みんなであつろう! 安全・安心の街 旭!

震災に便乗した 悪質事犯にご注意

地震に便乗した不審な電話、SNSや訪問に注意！

寄付先が不透明な募金は詐欺の可能性あり！

特に発生が懸念される震災便乗の悪質事犯

【被災者に対する事犯】

- 被災者宅を訪問し、災害時に必要となる物品の販売や家屋の修繕等をうそを交えたり、不安をあおったりして契約させる行為
- 医薬品が足りないことに乗じた無承認医薬品の販売・広告、健康を損なうおそれがある食品の販売

【被災に関連した事犯】

- 公的機関や災害支援団体等をかたり、義援金の募集を名目に現金や電子マネー等をだまし取る詐欺
- 被災者の身内や友人を装い、困窮を理由に送金を求める詐欺

これら以外の事犯についても、
「怪しい」と思ったら遠慮なくご相談を！

旭警察署・旭防犯協会・旭企業防犯連絡協議会



旭警察署交通ニュース令和6年2月号



◎1月末の事故状況前年対比

※速報値

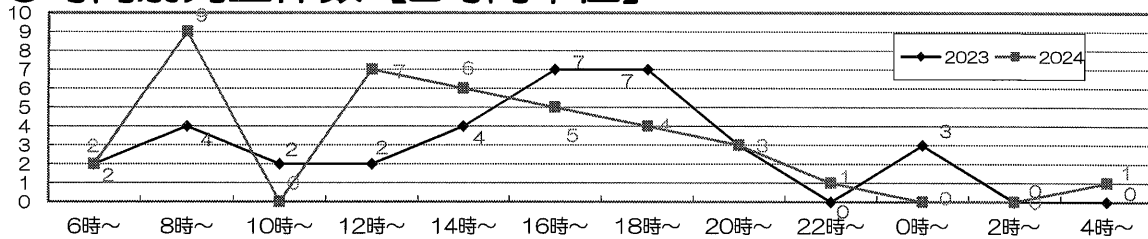
	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2024年	38	0	0	42	42
2023年	34	0	1	34	35
前年比	+4	0	-1	+8	+7

2024年月別
事故発生件数 1月
46



◎時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎事故類型別件数

※速報値

事故類型	2023			2024			
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
人対車両	横断歩道横断中	8	0	8	1	0	1
	その他	4	0	5	8	0	8
車両相互	すれ違い時	1	0	1	0	0	0
	出会い頭	2	0	2	5	0	6
	右折時 その他	1	0	1	1	0	1
	右折時 右折直進	6	0	6	8	0	8
	左折時	0	0	0	2	0	2
	正面衝突	0	0	0	0	0	0
	車両相互その他	3	0	3	8	0	11
	追突	5	0	5	4	0	4
	追越追抜き時	0	0	0	0	0	0
	車両単独	4	0	4	1	0	1
合計	34	0	35	38	0	42	

高齢運転者支援活動の周知



免許更新には高齢者講習の受講が必要です
神奈川県警察運転免許センター
県内自動車教習所
等で受講可能です

◎運転に不安を感じたら・・・

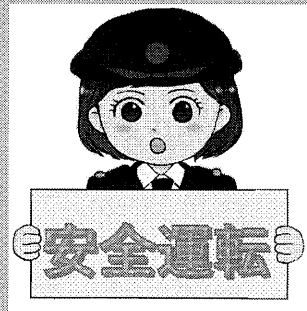
- ・周りが見えずらくなった
- ・体の動きが鈍くなった
- ・運転中ヒヤッとしたことがある

このような場合は、運転に注意が必要です

運転免許センターでは、医療系専門職員や警察職員が、運転に関する必要なアドバイスをさせていただきますので、高齢や病気等で運転を続けることに不安を感じたら

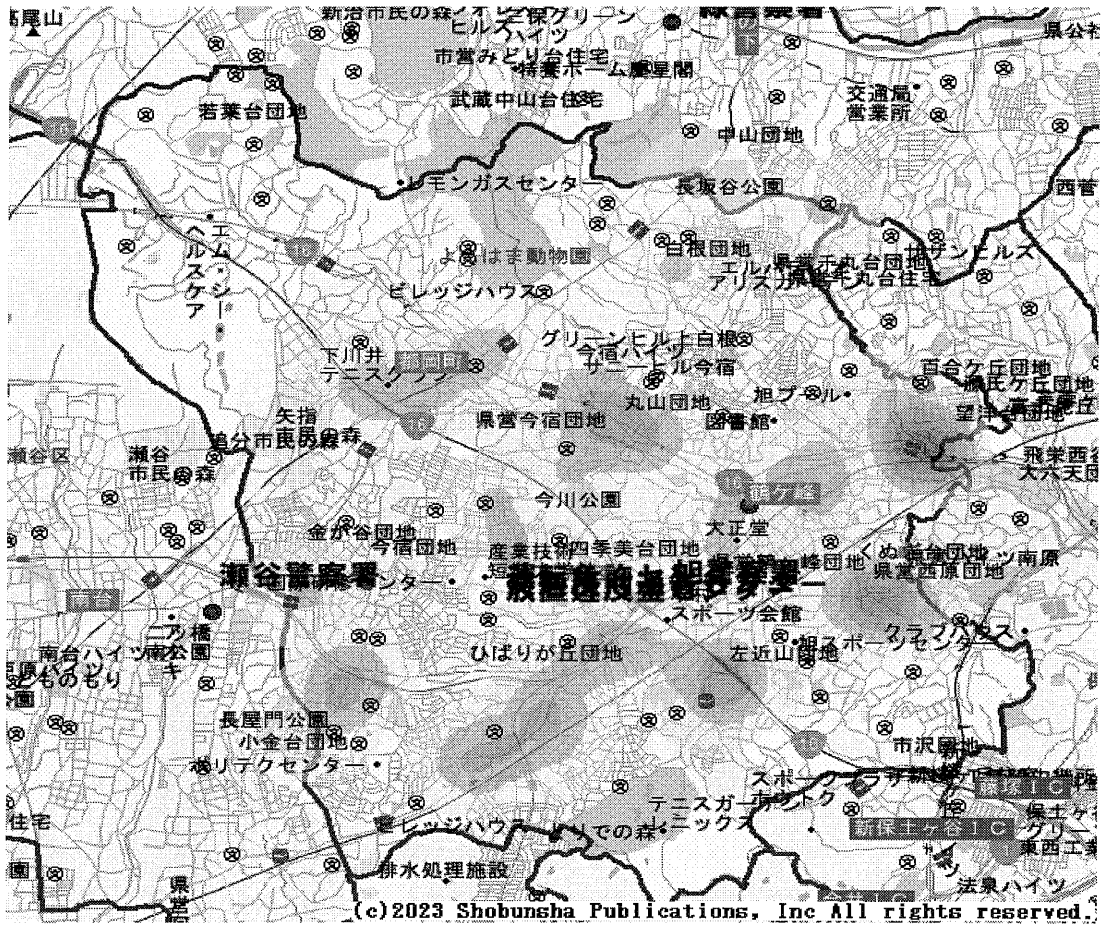
電話相談窓口「安全運転相談ダイヤル（#8080）」

にお気軽にご相談ください。



◎旭警察署管内 町内会別

令和6年1月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ峰	9	+2	5	1	0	6
白根	2	-1	1	0	0	1
旭北	2	+1	1	0	1	0
上白根	1	-1	0	0	0	0
今宿	5	0	4	2	0	1
川井	3	-1	1	0	0	0
若葉台	0	-2	0	0	0	0
笹野台	0	-2	0	0	0	0
希望が丘	2	+1	1	0	0	1
希望が丘東	1	+1	0	0	0	0
希望が丘南	2	+2	0	0	0	1
さちが丘	3	+2	1	1	0	1
万騎が原	1	+1	0	1	0	0
二俣川	4	+3	1	1	0	1
二俣川ニュータウン	0	0	0	0	0	0
旭中央	1	0	1	0	0	0
旭南部	1	-1	1	0	0	1
左近山	0	-2	0	0	0	0
市沢	1	+1	0	0	0	0
総計	38	4	17	6	1	13

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況（1月中：3件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
1月3日	上白根二丁目	自動二輪車	自動二輪車1台焼損	蓄電池
1月6日	桐が作	作業所兼住宅	建物1棟全焼し、負傷者2名発生	調査中
1月29日	鶴ヶ峰本町一丁目	複合用途	共同住宅ベランダのバケツ1個焼損	たばこ

各年の1月1日から同年1月31日（現在）

	項目 区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
火災状況	火災件数(件)	3	7	△4	54	64	△10
	焼損床面積(m ²)	24	14	10	819	947	△128
	死者(人)				5	2	3
	負傷者(人)	2	2		9	13	△4
救急状況	救急件数(件)	1,636	1,485	151	23,192	22,108	1,084
	1日当たりの出場件数(件)	52.8	47.9	4.9	748.1	713.2	34.9

(備考)令和6年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

火を消して 不安を消して つなぐ未来

2023年度 全国統一防火標語

【住宅防火】いのちを守る 4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは 火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

※ 春の火災予防運動は3月1日(金)から
3月7日(木)まで

※ 旭消防署では

①3月1日(金) 相鉄線鶴ヶ峰駅にて駅頭広報

②3月2日(土) 横浜四季の森フォレオにて

防災イベント

実施します。



【お問合せ先】旭消防署総務・予防課 庶務係
電話・FAX 045(951)0119

令和6年町丁別火災発生状況

令和6年1月1日から同年1月31日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町					
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目					
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目					
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目	1	1			
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町						
四季美台						
今川町						
今宿東町						
今宿西町						
今宿南町						
1件						
さちが丘	さちが丘					
	東希望が丘					
	中希望が丘					
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
	善部町					
0件						
都岡	川井本町					
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町					
	上白根一丁目					
	上白根二丁目	1	1			
上白根三丁目						
1件						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作	1	1			
	左近山					
	万騎が原					
	天池町					
1件						
若葉台	上川井町					
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
0件						
市沢	市沢町					
	三反田町					
	小高町					
0件						
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目					
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
	中尾二丁目					
	矢指町					
0件						

合計	3件	建物	2	車両	1	林野	0	その他	0
----	----	----	---	----	---	----	---	-----	---

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	1月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会	1	1
白根地区町内会自治会連合会		
旭北地区連合自治会	1	1
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		
川井地区町内会自治会連合会		
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		
希望が丘連合自治会		
希望が丘東地区連合自治会		

自治会・町内会	1月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		
旭南部地区連合自治会	1	1
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等		
合計	3	3

【お問合せ先】 旭消防署総務・予防課 電話・FAX:951-0119

区連会 資料 1-3

令和6年2月19日

旭区自治会町内会長 各位

旭 消 防 署 長

令和6年春の火災予防運動ポスターの掲出について(御依頼)

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、火災予防の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えることから、火災予防思想の一層の普及を図り、火災発生防止を目的として、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

つきましては、春の火災予防運動ポスターを2月の自治だよりで配布いたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

1 春の火災予防運動期間

令和6年3月1日(金)から3月7日(木)まで

2 掲出期間

令和6年2月下旬から「春の火災予防運動」終了まで

ポスターの二次元コードをスマートフォン等で読み込むと、各種情報を取得することができます。

3 2023年度全国統一防火標語

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

4 地域における防災指導・消防訓練の実施につきましては旭消防署 総務・予防課
又は各消防出張所へ御相談ください。

旭消防署 総務・予防課	951-0119		
さちが丘消防出張所	367-0119	都岡消防出張所	952-0119
南本宿消防出張所	353-0119	若葉台消防出張所	921-0119
市沢消防出張所	381-0119	今宿消防出張所	366-0119

【担 当】

旭消防署 総務・予防課 三浦・松延
連絡先 (951) 0119 (内線 22・32)

春の火災予防運動実施中

3月1日(金)~3月7日(木)の間

防災の知識を
身につけよう



ここから
みてね

家具転倒防止
転倒防止してますか?



ここから
みてね

感震ブレーカー
地震後の通電火災
に要注意!!!



ここから
みてね

住宅用火災警報器
しっかり点検しましょう



ここから
みてね

住宅用消火器



ここから
みてね

備蓄品

水は、1人1日3ℓ
最低3日分(9ℓ)は用意



ここから
みてね

おうちの防火・防災できてますか?

旭消防署・旭消防団・旭火災予防協会

旭共募発第 97 号
令和 6 年 2 月 19 日

各連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和 6 年度共同募金運動への協力依頼について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

令和 5 年度共同募金運動においては、自治会町内会の皆さまにご協力をいただき、誠にありがとうございました。各種感染症の影響がある中、戸別募金を行うことができましたのも、皆さまの格別のご尽力の賜物と存じます。厚くお礼申し上げます。

皆様からお寄せいただいたご寄付は、地域福祉のための高齢者や子育て支援等の活動団体の活動費等、その他には、民間事業や社会福祉施設の備品購入や修繕費として役立たせていただいております。

令和 6 年度も共同募金運動を 10 月 1 日から 12 月 31 日まで実施する予定です。引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

添付資料 (1) 共同募金会旭区支会：令和 5 年度共同募金実績額中間報告

共同募金会旭区支会
(旭区社会福祉協議会内)
電話：392-1123
FAX：392-0222
担当：菊地・梅崎

令和5年度 共同募金実績額中間報告

共同募金会旭区支会

実績総額 ￥ 17,465,278

令和6年1月31日現在

種別	一般募金		年末たすけあい		合計	
	実績額	前年度最終実績	実績額	前年度最終実績	実績総額	前年度最終実績総額
戸別募金	9,420,057	10,277,790	4,038,125	4,405,797	13,458,182	14,683,587
街頭募金	1,422,470	1,266,875	17,867	18,018	1,440,337	1,284,893
法人募金	237,768	454,916			237,768	454,916
学校募金	17,275	44,494			17,275	44,494
職域募金	202,721	176,834			202,721	176,834
イベント募金	50,236	53,509			50,236	53,509
卓上募金	324,429	406,659			324,429	406,659
子ども会	72,298	103,439			72,298	103,439
老人クラブ			971,351	1,041,995	971,351	1,041,995
個人・団体募金 その他	590,681	190,948	100,000	105,000	690,681	295,948
合計	12,337,935	12,975,464	5,127,343	5,570,810	17,465,278	18,546,274

単位 (円)

旭福第 1758 号
令和 6 年 2 月 1 日

旭区連合自治会町内会連絡協議会
会長 林 重克 様

旭区福祉保健課長
石津 雄一郎

令和 6 年 民生委員・児童委員及び
主任児童委員の欠員補充の実施について（依頼）

向春の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、旭区福祉行政にご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 12 月 1 日付で民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選では大変お世話になりました。改めて御礼申し上げます。

現在、一斉改選、令和 5 年 7 月及 12 月で候補者の推薦が無かった地区等で欠員が生じています。

つきましては、関係する自治会町内会及び地区連合自治会町内会におかれましては推薦候補者の選出をお願い申し上げます。

なお、関係書類一式につきましては、該当する自治会町内会長様及び地区連合自治会町内会長様へ個別に郵送いたします。

最後に、旭区連合自治会町内会連絡協議会の皆様におかれましては、地域福祉推進のため民生委員・児童委員及び主任児童委員の選出について、お力添えくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

【添付資料】

令和 6 年民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

【問い合わせ先】

旭区福祉保健課
担当：榊原、薄井
電話：954-6101

令和 6 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 6 年 7 月 1 日付及び 12 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、各地区推薦準備会、連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

なお、令和 6 年につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和 7 年 11 月 30 日）までとなります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	・令和 6 年 7 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 3 月～4 月 ・令和 6 年 12 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 8 月～9 月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

- 資料1 令和6年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 役割と活動
- 資料4 資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和5年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担当：健康福祉局地域支援課 村山

電話：045-671-4046

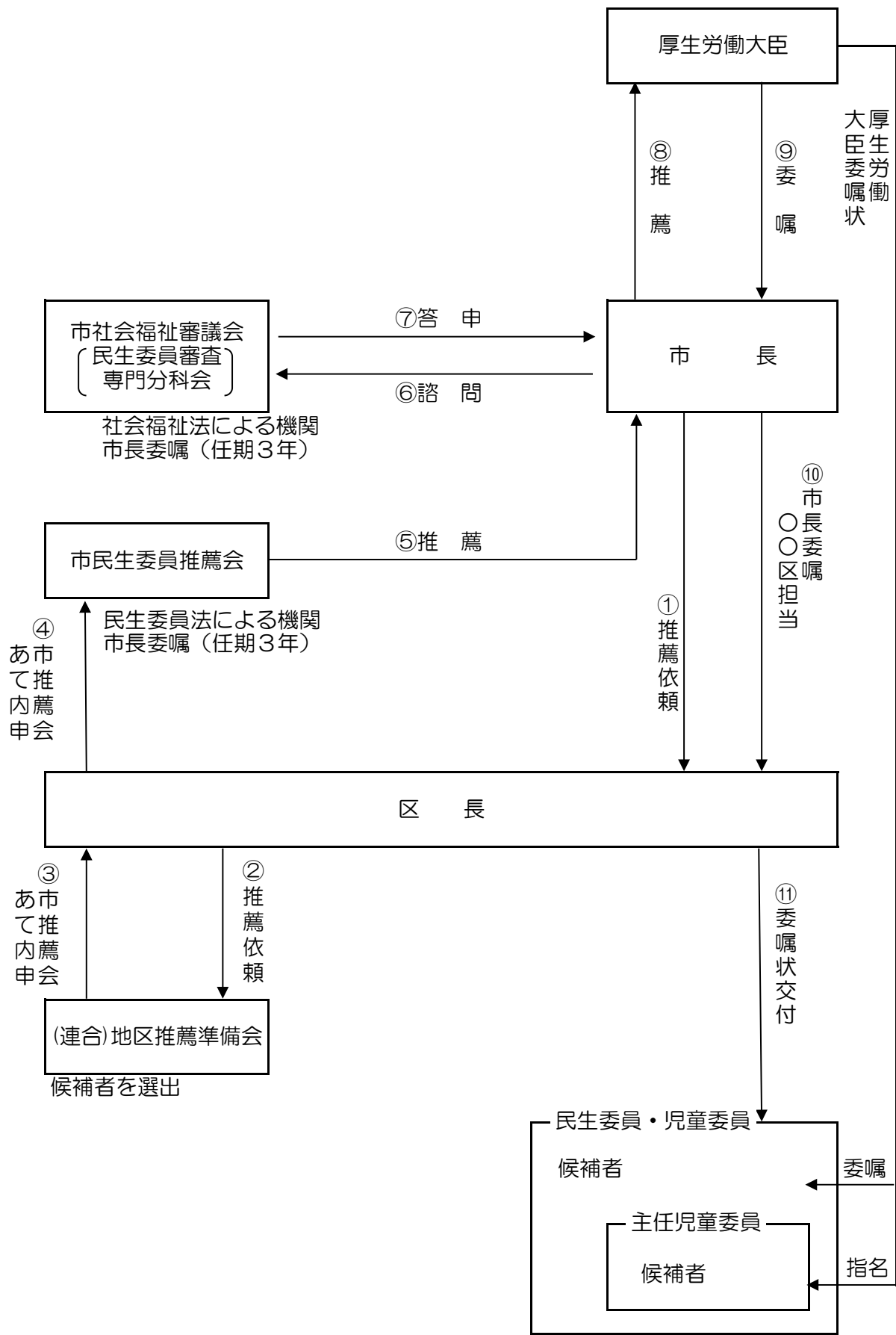
FAX：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

令和 6 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 6 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 6 年 1 2 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬		
	中旬	市連会協力依頼	
	下旬	区連会協力依頼	
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		連合・地区へ推薦依頼
8 月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		市推薦会、市審査会開催
11 月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 6 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円（令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から増額を予定しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

なお、増額は令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

【会費の負担】

年間 7,500 円（令和5年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	<p>◆新任 74歳まで （昭和24年4月2日以降出生） ※できるだけ68歳（昭和30年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 74歳まで （昭和24年4月2日以降出生）</p> <p>◆新任 58歳まで （昭和40年4月2日以降出生） ※できるだけ54歳（昭和44年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 64歳まで （昭和34年4月2日以降出生） ※できるだけ60歳（昭和38年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7（2025）年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 （地区民児協を単位とします。）
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 （推薦人）	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和5年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

資料5

	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,213	886	2,989	3,875	530	22	468	490	4,743	908	3,457	4,365
鶴見区	305	82	218	300	34	7	26	33	339	89	244	333
神奈川区	282	48	206	254	36	1	33	34	318	49	239	288
西区	123	26	84	110	12	1	11	12	135	27	95	122
中区	167	32	120	152	26	2	20	22	193	34	140	174
南区	248	62	166	228	33	1	31	32	281	63	197	260
港南区	261	42	196	238	30	1	27	28	291	43	223	266
保土ヶ谷区	255	44	185	229	46	1	43	44	301	45	228	273
旭区	293	49	209	258	40	2	31	33	333	51	240	291
磯子区	216	43	148	191	20	1	14	15	236	44	162	206
金沢区	248	37	179	216	32	0	30	30	280	37	209	246
港北区	375	84	264	348	46	1	45	46	421	85	309	394
緑区	204	39	155	194	23	0	23	23	227	39	178	217
青葉区	298	45	236	281	32	0	29	29	330	45	265	310
都筑区	168	48	106	154	20	3	14	17	188	51	120	171
戸塚区	305	74	220	294	38	0	34	34	343	74	254	328
栄区	149	38	98	136	14	0	14	14	163	38	112	150
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	148	38	97	135	24	0	22	22	172	38	119	157

* 定数は令和5年12月1日現在

自治会町内会の皆様から地域の方へお声かけいただく際にご活用ください。

民生委員・児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています



日ごろの活動

- 見 守 り** 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け
- 相談・情報提供** 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します
- 地域のつなぎ役** 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます
- 交流の場づくり** 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています
- 行政の業務への協力** 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円（令和6年度に 6,000 円の増額を予定※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 70,200 円（1か月あたり 5,850 円）の活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から年間 6,000 円の増額を予定しています。（令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円）

※令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

また、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間 7,500 円（令和5年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当：旭区役所福祉保健課福祉保健係 連絡先： 045-954-6101

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】

1 趣旨

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和 4 年 12 月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。

また、令和 5 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和 7 年 12 月）以降の年齢要件について報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 報告事項

(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和 7 年 12 月一斉改選から）。

詳細については「別紙 1」にてご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
推薦事務の改善	手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討	R 7 一斉改選

<別紙 1 に関する説明>

- ①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。
- ②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。
- ③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

(2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。	新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。
再任 75歳未満	再任 75歳未満。 <u>ただし、選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> 【条件】 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>

イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

担当：健康福祉局地域支援課 村山

電話：045-671-4046

FAX：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）	
負担軽減・活動支援 業務量の軽減 ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	業務の見直し・効率化	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	
		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望（例：活動報告書、事業計画書の簡略化等）	R6	
		・報告書類のデジタル化（アプリ化）	モデル地区での活動報告書のデジタル化（電子申請）の実証、全区展開	R7	
		・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7	
	補助人員を導入する	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	
		依頼業務の精選	・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6
	負担感の軽減 ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない	活動のサポート強化	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施	R7
			・夜間休日のサポート方法の検討	区役所閉庁時における相談先の案内（ホームページ掲載など）や事例集の充実の検討	今後取組予定
		地区民児協の運営支援	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7
			情報共有	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討
地域との連携によるサポート強化		・地域全体での見守り推進（隣近所、組長や班長との連携、情報共有）の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7	
活動費等の見直し		・活動費の増額	活動費の増額に向けた予算計上 R5：64,200円 ⇒ R6：70,200円 （R6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件）	R6	
		・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	今後取組予定	
活動と生活の明確な線引き	・民生委員の活動に関する広報の検討 ・通信手段の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実 業務用携帯電話の導入などの検討	R6 今後取組予定		

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）
----------	--------------------------	--------------------------	-----------

人材確保

広報の強化

・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される
 ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる

「民生委員は大変」というイメージの払拭

・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報
 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報

民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報

R6

地域住民との共通理解

・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布

民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報

R6

人材確保

・高齢化などで担い手が見つからない

担い手確保の仕組みづくり

・候補者の新たな発掘先の検討

現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討

今後取組予定

推薦事務の改善

推薦の負担軽減

・再任者も新任者と同等の書類作成が必要

手続きの簡素化

・再任手続きの簡素化
 ・推薦時の様式の簡素化

再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする
 様式の更なる簡素化

R7一斉改選
 R7一斉改選

推薦要件緩和

・居住要件など推薦要件の緩和の検討

居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討

今後取組予定

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の年齢要件に関する意見交換の実施状況について

1 実施期間

令和5年9月～10月 区・地区民児協で意見交換
 令和5年11月 市民児協理事会で意見集約結果を報告(区民児協⇒地区民児協)
 令和5年12月 市民児協理事会で最終的な意見交換

2 ご意見総数

1,708件

年齢要件については、多数決等で決定するものではないことに加え、いただいたご意見の中には、現行の上限年齢を超えて条件付きで推薦を可能とすることについて、肯定的・否定的・その他、いずれにも言及するようなものもあり、厳密に分別することが難しいため、総数のみのお示しとさせていただきます。

3 主なご意見に対する考え方について

意見交換で民生委員・児童委員の皆さまからいただいた主なご意見に対する考え方について、次のとおりお示しします。

主なご意見	考え方
団塊の世代が一斉に退任し、地区の活動が立ち行かなくなることも考えられる。そのための措置でもあり、民生委員活動を持続可能なものにするのが大切。	充足率が年々低下している現状や、今後のさらなる高齢化の進展などを踏まえて、年齢要件の特例を設けることとします。あわせて委員活動への負担軽減や活動支援に引き続き取り組んでいきます。
定年は定めておいた方が良く、元気で出来る人にはやって頂いたほうが良いので、柔軟な対応がとれるようにしておくことは良いと思います。	候補者の選出が困難な場合に、健康で意欲があり活動に支障がない方は、これまでの知識や経験を活かして活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。
世代交代が進まず、メンバーが固定化してしまう。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
できれば若い方になってほしい。75歳以上はやはり無理ある。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
退任時に受けている役職(会長・副会長など)は、再任時には受けないこととする。一般の民生委員・児童委員として活動する。	会長等の役職は、互選により選出していただいているため、全市的なルールとして定めることは困難ですが、区・地区で適宜対応していただくことを妨げるものではありません。
後任を常に探し続けてもらい、見つかった時点ですぐに交代できるとよい。	特例を適用した場合でも「引き続き後任者の選出に努める」ことをお願いしてまいります。 7月と12月の欠員補充にあわせて交代するなど、区・地区で適宜対応をお願いします。

区連会 資料 2-4

市連会 2月定例会説明資料
令和6年2月9日
政策局 広報課
議会局 秘書 広報課

広報紙の配布についてのお願い【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和6年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

3 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和6年5月、8月、12月 (または11月)、令和7年2月	4円

※ 謝金額は令和6年度予算議決後に確定し、お配りいただいた部数に基づき、年2回に分けてお支払いします。

4 送付時期と送付方法

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和7年1月号は、令和6年12月29日までにお届けします。

5 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※ 報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポストイングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(3) 令和6年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。

自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、引き続き、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

裏面有

6 問合せ先

(1) 「広報よこはま」及び「県のたより」について

政策局広報課 広報紙担当 TEL 671-2332 FAX 661-2351

(2) 「ヨコハマ議会だより」について

議会局秘書広報課 TEL 671-3040 FAX 681-7388

自治会・町内会長 様

横浜市旭区長 権藤 由紀子
横浜市政策局長 鈴木 和宏
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 6 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 6 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 6 年 5 月、8 月、12 月 (または 11 月)、令和 7 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

(令和 7 年 1 月号は、令和 6 年 12 月 29 日までにお届けします。)

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に 2 回（令和 6 年 10 月と令和 7 年 3 月）お支払いします。

裏面あり

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

旭区区政推進課広報相談係 Tel954-6023 FAX955-2856

※年度途中での変更については、毎月 10 日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

**※メールや電子申請でも
変更できます。
ぜひご利用ください。**



▲メールでの変更



▲電子申請での変更

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (4) 令和6年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：旭区区政推進課広報相談係
Tel954-6023 FAX955-2856
政策局広報課 広報紙担当
Tel671-2332 FAX661-2351
議会局秘書広報課 広報等担当
Tel671-3040 FAX681-7388

【参考】

広報配布担当者宛て依頼文
(広報5、6月号同送予定)

広報配布担当者 様

横浜市旭区長 権藤 由紀子
横浜市政策局長 鈴木 和宏
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について (依頼)

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和6年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和6年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額 (1部あたり)
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和6年5月、8月、12月、 令和7年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じてあらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

(令和7年1月号は、令和6年12月29日までにお届けします。)

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和6年10月と令和7年3月)お支払いします。

裏面あり

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

旭区区政推進課広報相談係 Tel954-6023 FAX955-2856

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

**※メールや電子申請でも
変更できます。
ぜひご利用ください。**



▲メールでの変更



▲電子申請での変更

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は市民活動保険の対象にはなりません。

- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

- (3) 令和6年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：旭区区政推進課広報相談係

Tel954-6023 FAX955-2856

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

4 申請について

(1) 申請期間

令和6年3月1日（金）～令和6年9月30日（月）

(2) 申請時にご注意いただきたいこと

・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。Eメール、郵送、窓口への持参（予約制）での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電話：045-451-7740（受付時間 平日9:00～17:00）

・Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

・所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階



（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅（東口）より徒歩15分／JR「横浜」駅（きた東口）より徒歩10分／
京浜急行「神奈川」駅より徒歩5分（<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>）

※メールの添付容量は最大で10MBまでです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。

6 よくある質問

	質問	回答
(1)	法人化されていないといけないか	自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。
(2)	過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか	今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。
(3)	予算上限に達したら補助を受けられないことはあるか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。
(4)	蓄電池のみの導入は可能か	蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合に限りです。
(5)	家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば補助してもらえるか	当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に業者と契約することになっておりますので、購入済みの製品は対象になりません。
(6)	施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か	補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。

※ その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素



(市WEB ページ)

7 添付資料

- (1) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の補助制度概要
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金のチラシ

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 川口、江口
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度概要

1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

2 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- 町内会等が所有(※1)する施設で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設
※1 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。
- 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

4 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上(省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品) ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など	・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円(※3)
④ 太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	・原則、蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

- ◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

6 主な手続きの流れ (下線部：申請団体が実施)

- (1) 団体内の意思決定・書類準備 (見積徴収)
- (2) 補助申請：令和6年3月1日(金)～9月30日(月)
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い ----- 補助金の前払い手続きあり。
補助申請の際、お申し出ください。
- (5) 整備完了報告：令和6年12月27日(金)まで
- (6) 交付額の確定
- (7) 補助金請求書の提出：令和7年2月28日(金)まで
- (8) 補助金の振込

- ◆複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後とします。

- ◆各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、窓口持参(予約制)

7 見積徴収(契約事業者決定)

契約金額1件、100万円以上(税込)の場合

次のいずれかに該当する事業者(2者以上)から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ②登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

契約金額1件、100万円未満(税込)の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発(セミナー等)の取組に協力いただくことがあります。

9 問合せ先

(事務委託先) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740 (受付時間：平日9時～17時)

※おかけ間違いにご注意ください

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

- ◆詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



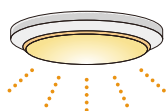
(市WEBページ)

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

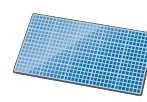
トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

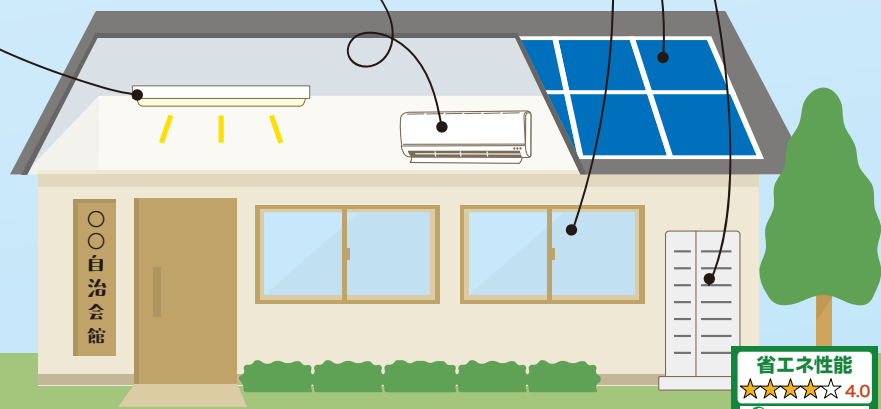
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能

★★★★☆4.0

0000円

対象団体

会館を所有している* **自治会町内会・地区連合町内会**

*会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担
及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

申請期間

令和6年

3月1日 金 ~ **9月30日** 月

終了予定

完了報告
期限

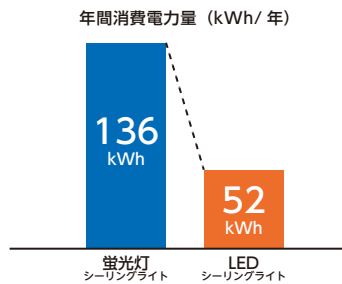
令和6年

12月27日 金

導入効果

LED 照明器具

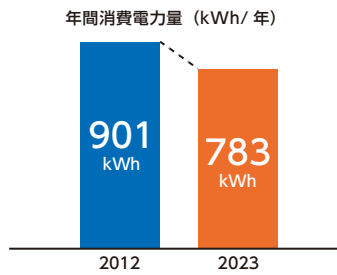
年間 CO₂排出量 1台あたり
約 38kg 削減!
 年間電気代
約 2,600円 おトク!



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
約 53kg 削減!
 年間電気代
約 3,700円 おトク!



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
 （施工前との比較）
 年間 CO₂排出量
約 340kg 削減!
 年間電気代
約 23,600円 おトク!



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
 ※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
 ※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

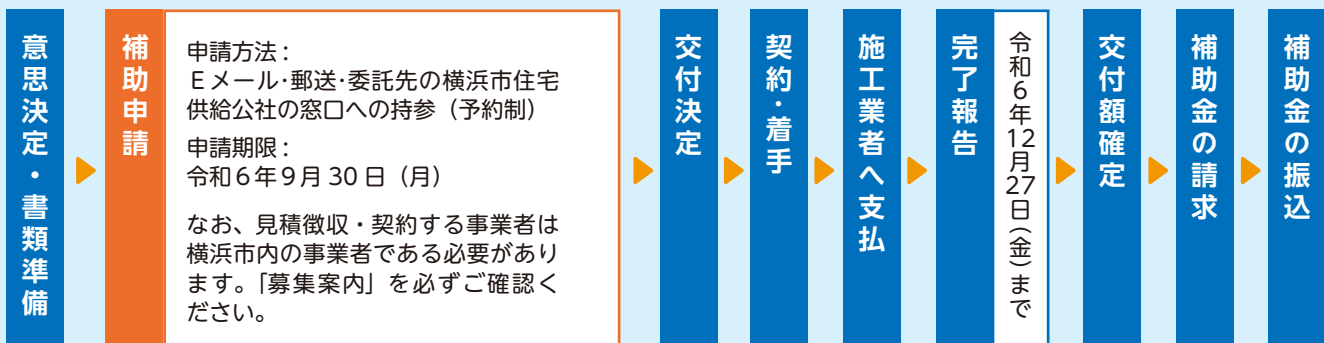
対象設備要件

対象設備	主な要件（詳細は「募集案内」をご確認ください）	補助率	補助上限額
LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） 統一省エネラベル省エネ性能：★4つ以上※1 既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品） 	2/3	60万円
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> 【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能：★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品 	2/3	130万円
断熱窓など	<ul style="list-style-type: none"> 居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 居室1室以上の全ての開口部の断熱改修 	2/3	200万円※2
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 原則、発電した電気を会館で使用すること 敷地内に設置された定置用であること 		
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 原則、太陽光発電より蓄電した電気を会館で使用すること 敷地内に設置された定置用であること 太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可 		

※1 省エネ型製品情報サイト未掲載製品は、トップランナー基準達成製品が補助対象。

※2 合算での上限額。いずれかの実施可。

手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

お問合せ

（事務委託先）横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 9:00 ~ 17:00

※土・日・祝日を除く

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課

区連会 資料 3-1

令和 6 年 2 月 19 日

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）権藤 由紀子

令和 6 年度 日本赤十字社会員増強運動(会費募集)にかかる
必要資材数等のアンケートについて（ご依頼）

平素より、日本赤十字社の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、今年度も会員増強運動に格別なるご配慮をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度の会員増強運動の実施にあたり、必要資材数や資材送付先等の確認をさせていただきたく、別紙「資材アンケート」にご回答くださいますようお願い申し上げます（資材は令和 6 年 4 月下旬頃に発送を予定しています）。

皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

1 お問い合わせのこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】資材アンケートへのご協力

2 アンケートの提出期限と方法

【提出期限】令和 6 年 3 月 18 日(月)

期限が短く申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

【提出方法】同封の返信用封筒にてご返送、FAX、メール、旭区社協へご持参ください。なお、データをご希望の方は下記メールアドレスへご請求ください。

※ご提出のない場合は、自治会町内会長（令和 6 年 3 月 1 日時点の地域振興課自治会名簿）あてに、昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご承知おきください。

3 添付資料

(1) 令和 6 年度日赤会費募集にかかる資材アンケート

(2) 資材の説明（写真付き）

(3) 返信用封筒

【事務局】横浜市旭区社会福祉協議会
担当：杉山
TEL：392-1123 FAX：392-0222
MAIL：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

NO. 《自治会・町内会》 様

記入者名: _____

連絡先: _____

【送付先】
旭区社会福祉協議会 担当：杉山行
FAX：045-392-0222
3月18日(月)までにご提出ください。

令和6年度 日赤会費募集にかかる資材アンケート

1. 別紙《資材の詳細》を参照して、希望資材数をご記入ください。なお、全ての資材が前年度と同数ご希望の場合は右□欄にチェック☑をしてください。 ⇒ □

No.	配布内容（別紙参照）	R5年度送付数	R6年度希望数
1	募金用(郵便局)払込用紙	《R5送付数》枚	枚
2	委嘱状(カードサイズ)	《R5送付数》枚	枚
3	パンフレット(A5 サイズ)	《R5送付数》部	部
4	チラシ(A4)	《R5送付数》枚	枚
5	ポスター(A4)	《R5送付数》枚	枚
6	受領証(10枚綴り)	《R5送付数》冊	冊
その他(ご希望があればご記入ください)			
7	募金専用封筒	《R5送付数》枚	枚
8	門標	《R5送付数》枚	枚
9	その他()	一枚	枚

※未記入の場合は、前年度送付数と同数を自治会町内会長あてにお送りさせていただきますので、ご了承ください。

2. 資材発送先を選択、またはご記入ください。

資材配送先(選択・ご記入ください)			
<input type="checkbox"/> ①自治会町内会長宅 ※令和6年3月1日時点の旭区役所地域振興課の名簿に基づき、送付を予定しています。			
<input type="checkbox"/> ②その他(以下に送付先をご記入ください)			
住所	(〒 -)		
	旭区		
氏名			
TEL		FAX	

ご協力ありがとうございました。

《日赤会費募集に係る資材の説明》

No.	配布内容	説明	令和5年度版 (参考)
1	募金用(郵便局)払込用紙	入金時に使用する払込用紙	
2	委嘱状(カードサイズ)	各班・組で会費を取扱われる奉仕者用	
3	パンフレット(A5 サイズ)	各班回覧用	
4	チラシ(A4)	各世帯用	
5	ポスター(A4)	掲示板等で利用	
6	受領証(10枚綴り)	各班・組で会費を取扱われる時に使用	
7	募金専用封筒	(希望自治会のみ)各世帯用	
8	門標	(希望者のみ)各世帯用	

旭区社協発第 527 号

令和 6 年 2 月 19 日

各地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市旭区社会福祉協議会
会長 渡邊 多喜男

令和 5 年度社会福祉協議会賛助会費募集へのお礼及び

令和 6 年度の募集協力について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、本会の事業推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

令和 5 年度の賛助会費の募集につきましては、多大なるご協力を賜り誠にありがとうございました。

社会福祉協議会賛助会費は、地域性を活かした独自の福祉保健活動を進めるための貴重な財源として、様々な事業に活用させていただいております。

つきましては、令和 6 年度も引き続き、各地区社会福祉協議会からご協力依頼をさせていただきます。ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。

<令和 5 年度賛助会費実績>

4, 7 2 3, 5 5 0 円 ※令和 6 年 1 月 3 1 日現在

※参考：令和 4 年度実績額 5, 141, 610 円

<参考資料>

令和 5 年度賛助会費協力依頼チラシ

【問合せ先】

担当：村瀬・梅崎

電話：3 9 2 - 1 1 2 3

FAX：3 9 2 - 0 2 2 2

あなた自身が地域福祉の担い手です

令和5年度

一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり

賛助会費へのご協力を お願いします



生活にお困りの方への食料品等の無料頒布会



住民同士のちょっとした助けあい



地域食堂



地域交流イベントの開催

社会福祉協議会では、共に支えられ生きていく
地域共生社会を実現するために、
賛助会費へのご協力をお願いしています。
みなさまのあたたかいご支援をよろしく申し上げます！



『社会福祉協議会』とは

社会福祉法109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた非営利の民間団体です。

一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくりを目指し、地域の各種団体と連携を取りながら、様々な取組を進めています。

『賛助会費』とは

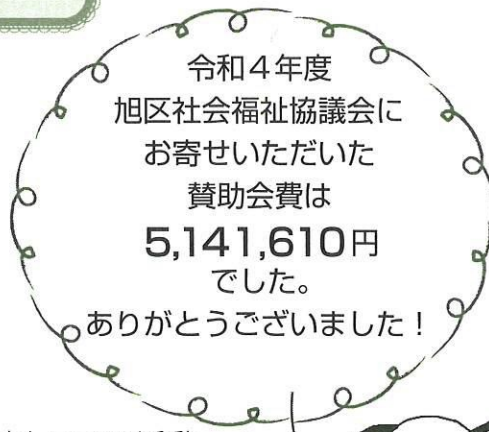
地域のみなさまに社会福祉協議会の事業にご賛同いただき、賛助会員としてその活動を支えていただくものです。少子高齢化や新型コロナウイルスの影響による生活環境の変化が進む中、住民同士の支えあい活動や助けあい活動を進めていくには、多くのご支援と参加が欠かせません。

みなさまからお寄せいただく賛助会費はお住まいの各地区社会福祉協議会と旭区社会福祉協議会の貴重な活動財源として、身近な地域で行われる福祉保健活動に活用いたします。

なお、賛助会費の取りまとめは、各地区社会福祉協議会が中心に行います。

また、個人だけでなく法人や企業等の賛助会費も募集していますので、下記までお問い合わせください。

賛助会費は任意であり、強制的なものではありません。旭区の地域福祉がより充実したものになるようみなさまのご協力をよろしく申し上げます。



あさひ丸

社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

TEL 045-392-1123 FAX 045-392-0222

ホームページ <https://www.palletasahi.jp/>

E-mail asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

19の地区社会福祉協議会では 地域性を活かした事業の取組が行われています。

『地区社会福祉協議会』とは

地域住民に最も身近な社協として、地域の方々が「自分の地域は自分たちで良くしていこう」という気持ちで組織された任意の団体です。



生活にお困りの方への支援事業



身近な地域における見守り事業

広報紙発行や福祉講座開催など福祉啓発のための事業



子育て支援のための事業

移動スーパーの開催



高齢者食事サービスやサロン活動など各種交流事業

障害児・者への支援事業



その地区の課題に沿った活動をすすめています！

旭区社会福祉協議会では

「地域共生社会の実現」に向けて、さまざまな事業を実施しています。

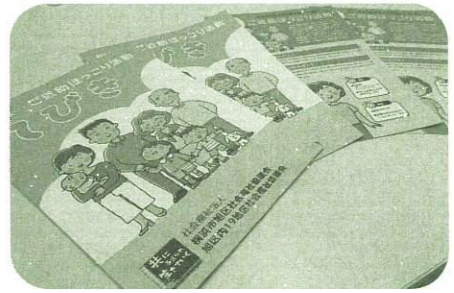
旭区社会福祉協議会では、隣近所との関係性の希薄化や孤独、孤立などを背景としたさまざまな相談を「我が事」として「丸ごと」受け止められるよう取り組んでいます。地域で潜在化しているこれらの課題に気づき、支えあえる地域とするための仕組みづくり、地域力の強化を進めています。これらの活動は地域のみなさまのご協力によって支えられています。



ひとり親家庭等向け旭区産野菜無料頒布会



福祉教育の推進



地域における見守り活動「ご近助ほっこり活動」の推進



(仮称)旧上瀬谷通信施設公園について

旧上瀬谷通信施設において、GREEN×EXPO 2027 に向けて、会場の基盤ともなる(仮称)旧上瀬谷通信施設公園の整備を進めており、令和 5 年 11 月から一次整備に着手し、既存樹木等を活用した植栽工事や、雨水・排水施設等の設備工事を行っています。

また、GREEN×EXPO 2027 開催後の公園の二次整備に向けて、GREEN×EXPO 2027 の理念や取組を踏まえた「新しい公園」の構想について、GREEN×EXPO 2027 の開催準備と並行して検討を進めます。

1 これまでの経緯

令和 2 年 3 月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定
令和 4 年 6 月	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)策定
令和 5 年 10 月	都市公園を設置すべき区域の決定・公告
令和 5 年 11 月	環境影響評価書の縦覧、一次整備工事 着手

2 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園の一次整備について

別紙 1

3 GREEN×EXPO 2027 の理念や取組を踏まえた「新しい公園」構想骨子(案)について

別紙 2

1 GREEN×EXPO 2027 開催までに行う公園基盤整備

(1) GREEN×EXPO 2027 会場整備の構成

GREEN×EXPO 2027 の会場の基盤ともなる、将来の公園に必要なインフラや植栽等の整備を進めています。



図1. GREEN×EXPO 2027 会場整備の構成

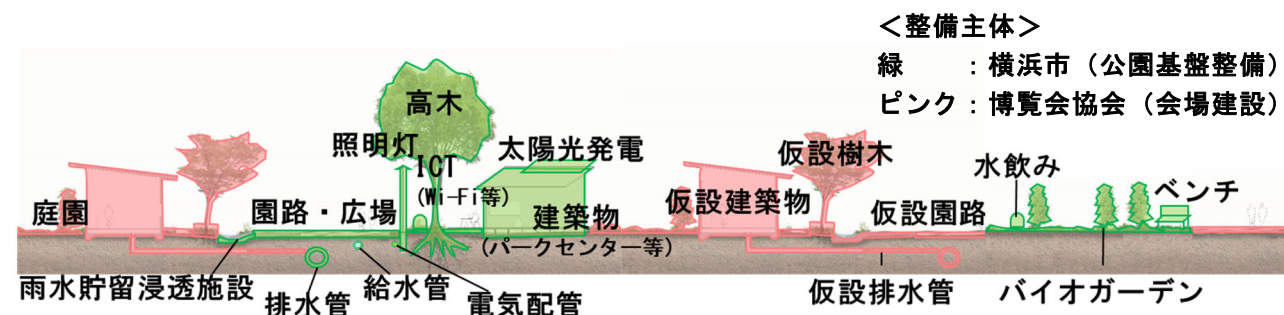


図2. 横浜市と博覧会協会の整備分担 (模式図)

(2) 公園基盤整備の内容

ア グリーンインフラ

雨水貯留浸透施設、植栽及び生物生息環境 (バイオガーデン) 等

イ 地上インフラ・埋設インフラ

園路・広場、照明、電気及び上下水道等

ウ 施設

(ア) ベンチ、水飲み等

(イ) 建築物

・パークセンター1及びパークセンター2

・その他の建築物 (トイレ等)

エ グリーンエネルギー・デジタル

太陽光発電設備、ICT 機器 (Wi-Fi 等) の一部先行整備



図3. 公園基盤整備の内容

(3) パークセンター1及びパークセンター2の概要

公園の利用者サービスや管理機能に加え、市民の体験学習や活動の拠点等となることを想定しており、GREEN×EXPO 2027 の展示施設としても活用されることなども踏まえ、環境 (創エネ・省エネなど) と防災 (災害時利用など) をコンセプトとした建築物とします。

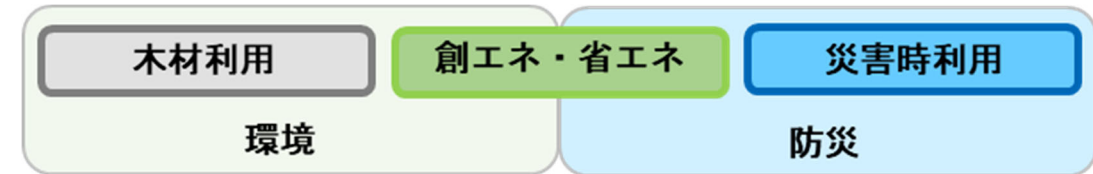


図4. パークセンター1及びパークセンター2のコンセプト

表1. パークセンター1及びパークセンター2の概要

項目	パークセンター1	パークセンター2	
用途	公園公開後 (想定)	環境体験学習施設等	環境活動拠点等
	GREEN×EXPO 2027	展示施設	展示施設
構造	平屋 木造一部 RC 造及び S 造	平屋 木造一部 RC 造及び S 造	
延床面積	約 3,900 m ²	約 1,800 m ² (一部に文化財建造物*を活用)	
工期 (予定)	令和 6～8 年度	令和 7～8 年度	
備考	・デザイン監修: 隈研吾 (GREEN×EXPO 2027 マスターアーキテクト) ・災害時には広域応援活動拠点における補助的施設としての活用も想定 ・パークセンター1は、設計・施工一括発注方式での発注を予定		

*文化財建造物 (旧太田家住宅) の概要: 県指定文化財 (教育委員会が部材保管)、木造平屋建て、延床面積約 300 m²

2 今後の整備スケジュール

- 令和5年度 既存樹木の移植、高木の植栽、埋設インフラ (雨水・汚水排水施設、給水設備、電気設備) 等
- 令和6年度 植栽、埋設インフラ、園路・広場、ベンチ等
- 令和7年度～ 建築物、植栽、埋設インフラ、園路・広場、ベンチ等

（（仮称）旧上瀬谷通信施設公園）

基本的な視点

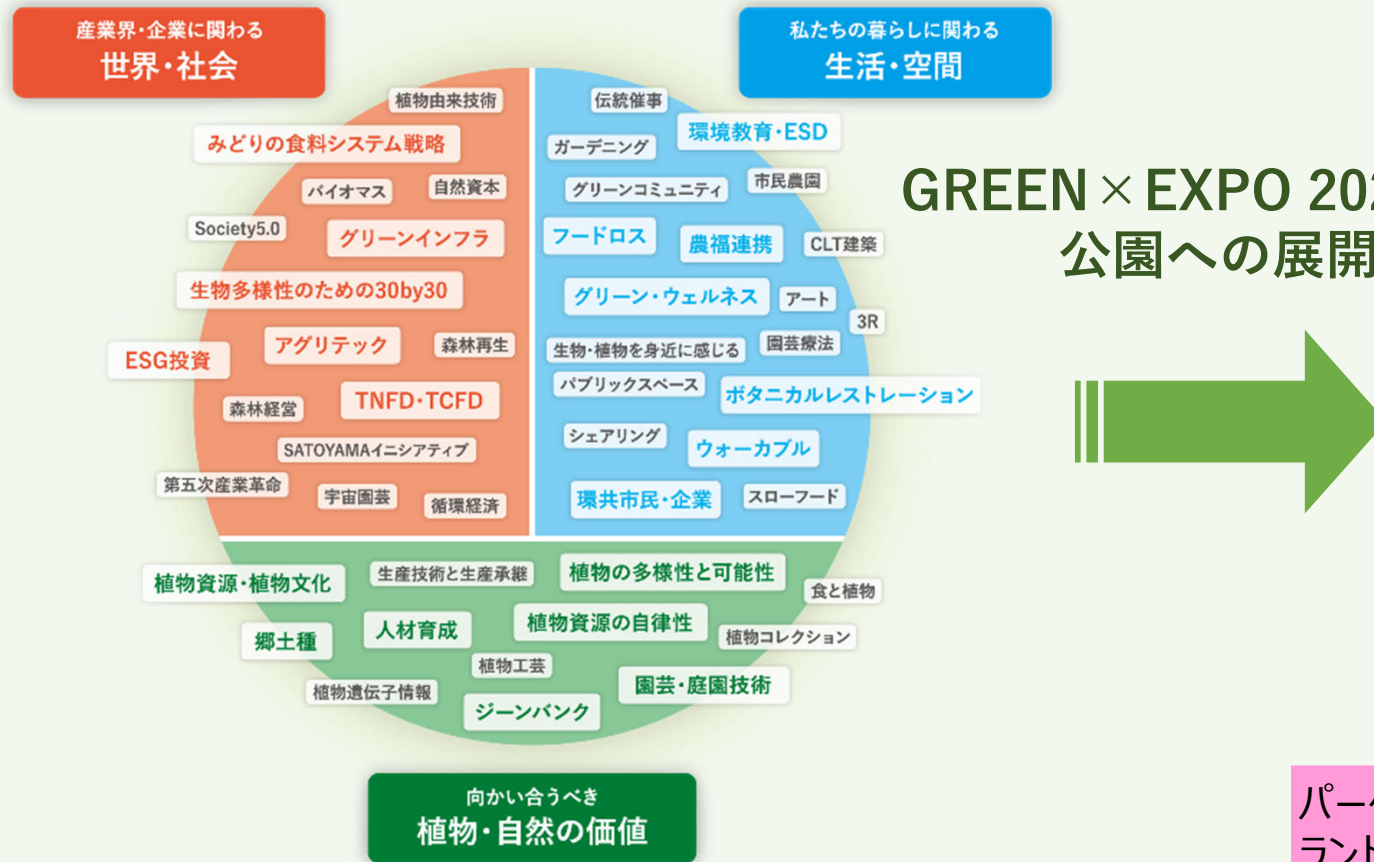
（仮称）旧上瀬谷通信施設公園では、GREEN × EXPO 2027の理念や取組を踏まえ、従来の公園のイメージから、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルといったGreenの領域に取組を拡大させた「新しい公園」の構想の検討を進めていきます。

「新しい公園」のイメージ

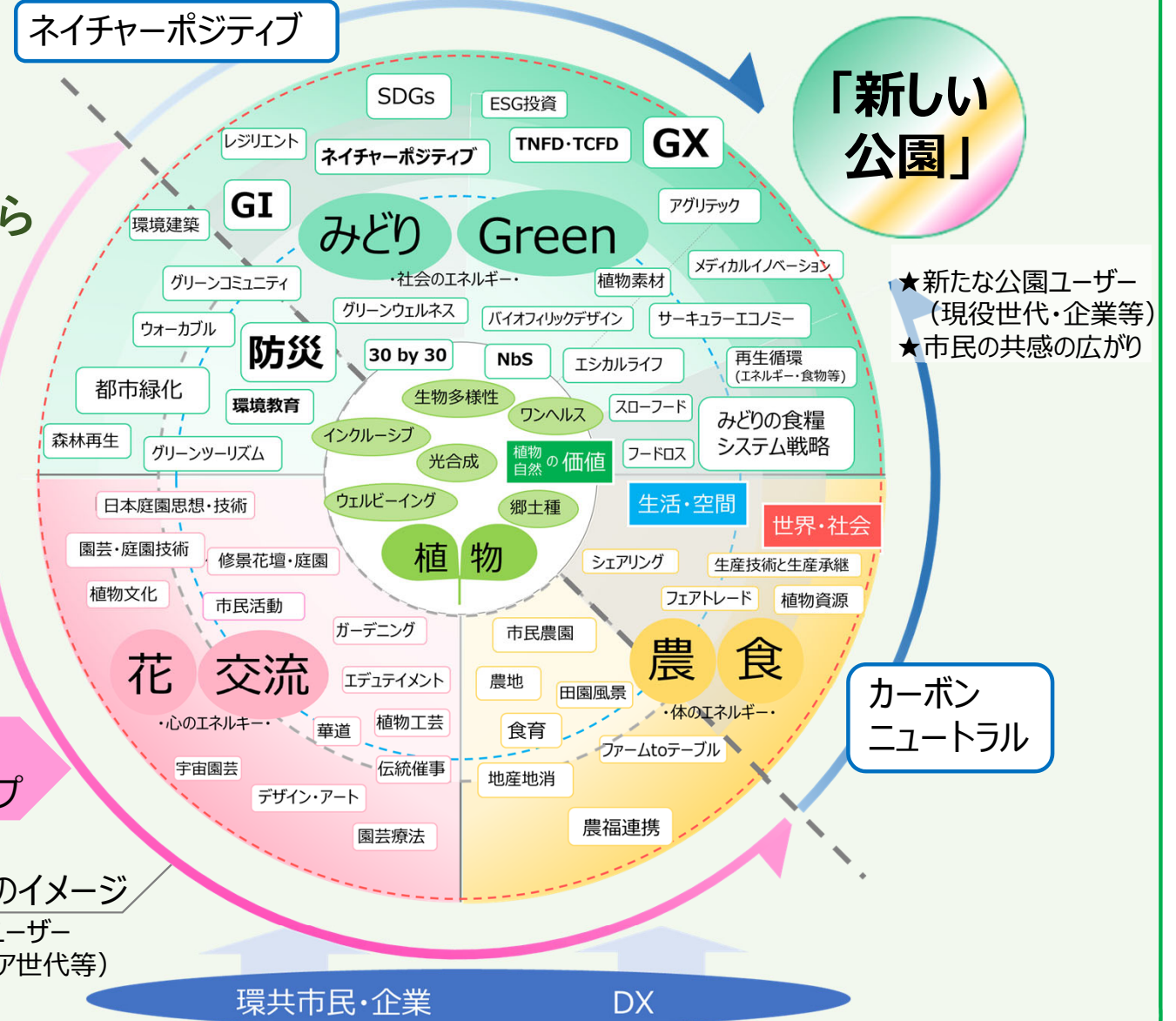
※（公社）2027年国際園芸博覧会協会作成のGREEN × EXPO 2027が目指すもの等を基に構成

GREEN × EXPO 2027が目指すもの

例 GREEN × EXPO 2027のコンテンツ・イメージ ※（公社）2027年国際園芸博覧会協会作成



GREEN × EXPO 2027から公園への展開



★新たな公園ユーザー (現役世代・企業等)
★市民の共感の広がり

基本的な取組テーマ

GREEN × EXPO 2027の会場となり、その理念や取組を踏まえるとともに、発災時には広域応援活動拠点となることから、取組テーマを「環境」と「防災」とし、GX（ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル）の観点から取組を進めるとともに、DXと公民連携を取り入れながら、健康やインクルーシブなど、市民のWell-Beingにも繋がるよう展開していきます。



スケジュール

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	～	R25
二次整備	構想骨子	構想 ↑ 反映 ↓ 対話 ・次世代 ・活動団体 (愛護会等) ・GX/EXPO企業	対話⇒計画⇒共創 GXのショーケースとなる、 GREEN×EXPO2027の 取組等を踏まえ検討						二次整備 「新しい公園」の計画に基づく整備 一部供用 工事 設計 公募⇒整備⇒開業
一次整備									存置

雨水浸透施設、植栽、生物生息環境、園路・広場、照明、電気、上下水道、ベンチ、水飲み、建築物、太陽光発電、WiFi等
一次整備 公園基盤整備

GREEN × EXPO 2027
「新しい公園」の計画

全面供用

区連会 資料 3-4

区連会 2月定例会説明資料
令和6年2月19日
(公社)2027年国際園芸博覧会協会

フラワーフェス2024の周知に向けた 御協力について（依頼）

GREEN×EXPO 2027 の開催3年前イベントとして、横濱花博連絡協議会による「フラワーフェス2024」が、3月16日と17日に旧上瀬谷通信施設はらっぱで開催されます。

つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆さまへの周知に御協力くださいますよう、どうぞよろしく願いいたします。

- 1 掲出場所について
自治会町内会掲示板
- 2 問合せ先について
横濱花博連絡協議会 事務局 045-442-3784

【参考：フラワーフェス2024の概要】

開催日時：3月16日（土）、17日（日） 9：00-19：30

場 所：旧上瀬谷通信施設はらっぱ

主 催：横濱花博連絡協議会

共 催：(公社)2027年国際園芸博覧会協会

後 援：横浜市都市整備局、瀬谷区、旭区、横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会、横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会

開催内容：ステージイベント、キッチンカー・ブース出展 ほか

担当：(公社)2027年国際園芸博覧会協会広報課
連絡先：307-2031

2027年の花博に向けて 3年前イベント開催♪



イベントについては
Instagramで随時更新



Follow me!!
instagram

詳しい情報はこちらから



16日 来場者先着 2027本 お花一輪プレゼント

17日 来場者先着 2027個 地元産野菜プレゼント

両日 参加賞あり! プンプンスタンブラー

キッチンカーでおいしい食事をして、

フォトスポットでオシャレ写真とりましょ

#フラワーフェス #花博2027

整理券の配付について

- フラワーアレンジメント
無料体験(各日100名)
各日とも10:00から整理券配布

「春の夢」 瀬谷小学校 6年 櫻井 琴子

FLOWER Fes 2024

3/16 **土** 9:30 ~ 19:30 17 **日** 9:00 ~ 19:30 ※荒天中止

場所 旧上瀬谷通信施設はらっぱ

相鉄 瀬谷駅北口バスターミナル無料送迎バス有

- ※ **駐車場はございません**ので、お車でのご来場はご遠慮ください
- ※ **駐輪場あり**
- ※ 会場内には **ペットは入れません** (補助犬・盲導犬・介助犬・聴導犬を除く)

- ◆ ステージイベント (地元高校生などによるパフォーマンス)
 - ◆ キッチンカー・屋台の出店、ブース出展 (フラワーアレンジメント無料体験、キッズスポーツ無料教室)
 - ◆ ななみなの Special Stage (16日 18:20~)
 - ◆ Crystal Kay Special Live (17日 18:30~)
 - ◆ 打ち上げ花火 (両日、19:00~)
- ※時間は予告なく変更になる場合があります

注意事項 食品を扱っておりますので、会場内にペットは入場できません。飲酒後の運転は絶対にしないでください。喫煙は喫煙所をお願いします。会場内での事故、怪我、その他トラブルに関しては一切責任は取れませんので、安全に楽しんでください。イベント内容は、変更、中止する場合があります。中止の際はSNSでお知らせします。イベント出演者や他の来場者のご迷惑になる行為、イベントの進行の妨げになる行為はご遠慮ください。迷惑行為、妨害行為を行ったり、スタッフの指示をお聞きいただけない場合には、ご退場を含め相応の措置を取らせていただきます。

主催 横浜花博連絡協議会 **共催** 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 **後援** 横浜市都市整備局、瀬谷区、旭区、大和市、横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会、横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会、旭区連合自治会町内会連絡協議会、瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会 **協力団体** 上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会、瀬谷区商店街連合会、瀬谷消防団、弁護士 志水隆一、神奈川新聞社、大谷学園横浜華人高等学校、横浜瀬谷高等学校、瀬谷区PTA連絡協議会、神奈川大和阿波おどり振興協会

協賛

(株)R産業 (株)石井商事 (株)ウェイト・プランナー (株)大林組 all no. 鹿島建設(株) 神奈川美研工業(株)
(株)カンバイ (株)佐野銘材 JT 瀬谷総合開発(株) 相鉄グループ 大成建設(株) (株)露木建設 (株)露木塗装
(株)原商会 (株)光グローブ (株)ブルーム (株)丸善岩崎農園 (株)安田物産 横浜デザイン (株)リアンレーヴ
(株)連合社印刷

一里山ゴルフセンター 上瀬谷農業専用地区協議会 川口白鳳(株) カワセ薬局 J:COM タイヤ館 瀬谷 (株)デッキ

(株)丸子商事 学校法人ハッ橋学園

イースタン企画 上川井農業専用地区協議会 (株)サカタのタネ (株)住宅プロデュース 大洋建設(株) Blanc Daisy 横浜トヨー住器(株)

(株)小林園 共同企業体相模アスコン JA横浜 (有)第一産業 (株)タヒチプロモーション (有)千田商店 TOPPAN(株) (有)平本ビル 由麗那 哈麗露雅

(有)阿久和興業 橋田武(大和ケータリング協会) (一社)横浜市瀬谷区医師会 (株)ドーロ企画 (株)ファンケル マルセン(株) 横浜F・マリノス (株)ライズ

(有)ラウンドルーム (株)レンタルのジタ

問合せ先 横浜花博連絡協議会 事務局 TEL 045-442-3484

※2024年2月13日現在、50音順



安全に工事を進めるため、地域の皆様への影響を少なくするために、下記の取り組みを行っております。ご不便・ご迷惑をおかけしますが、引き続き、安全第一で工事を進めますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



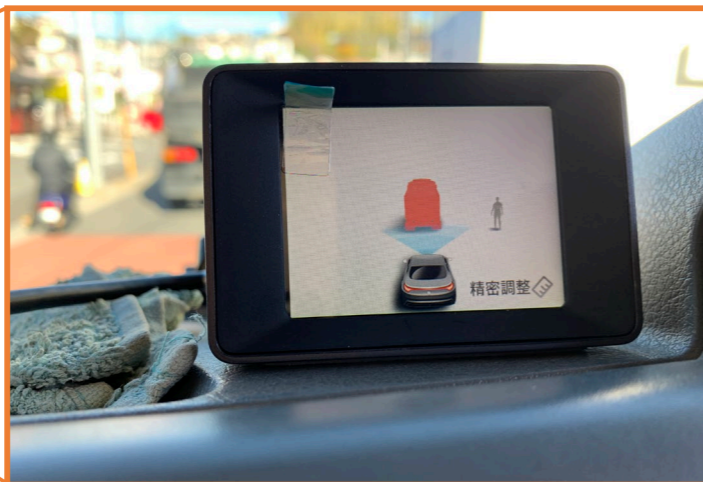
工事車両が一般車両の通行を妨げないよう、ヤード①を工事車両の通行路や待機場として整備しています。



線路脇の斜面地を活用し、ヤード②までの工事車両専用の通路を設けました。工事車両が生活道路を通行することを極力減らしています。



工事車両は前方には目印を取り付け、鶴ヶ峰連立の車両と一目で分かるようにしています。



運転席にAI衝突防止装置を搭載しています。歩行者、一般車両が近くにいるときは警報を鳴らして運転手に危険を知らせます。

第1工区と事業全体の主なスケジュール（予定）



昨年10月に開催された「旭ふれあい区民まつり」にそうにゃんが参加し、鶴ヶ峰連立をPRしました！

お問い合わせ

【事業に関すること】横浜市 道路局 建設部 建設課（鉄道交差調整担当）
TEL：045-671-2792 / FAX：045-663-8993 / E-mail：do-tetsudou@city.yokohama.jp
【工事に関すること】相模鉄道株式会社 施設部 建設課
TEL：045-520-4331 / FAX：045-520-4337 / URL：https://www.sotetsu.co.jp/support/

鶴ヶ峰連立 検索



工事説明会の資料



鶴ヶ峰連立News



鶴ヶ峰駅付近の連続立体交差事業は、西谷駅から二俣川駅間において、鉄道を地下化することにより10箇所の踏切を除却し、「交通渋滞の解消」「歩行者の安全性の向上」「鉄道に分断された地域の一体化」等を図る事業です。

現在、横浜市と相模鉄道が事業を進めており、第8号ではシールドマシンの発進拠点となる第1工区の工事の様子と、安全に工事を進めていくための取り組みについて紹介します。

電車から見える工事は何をしているの？

相鉄線に乗車すると西谷駅から鶴ヶ峰駅間の車窓からは、大きな建設機械が動いている様子を見ることができます。「何の工事かな？」と思われた方も多いのではないのでしょうか。

その工事は「鶴ヶ峰連立」の工事です。この付近では、シールドマシンの組立や発進に必要な「立坑（たてこう）」と呼ばれる垂直な穴を掘ります。現在、土留杭を並べて壁を作っており、壁が完成した後にその中を掘り進めていきます。



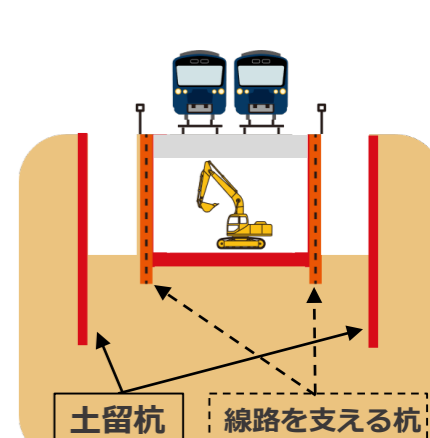
<土留杭の設置状況>



<土留杭の設置完了後>

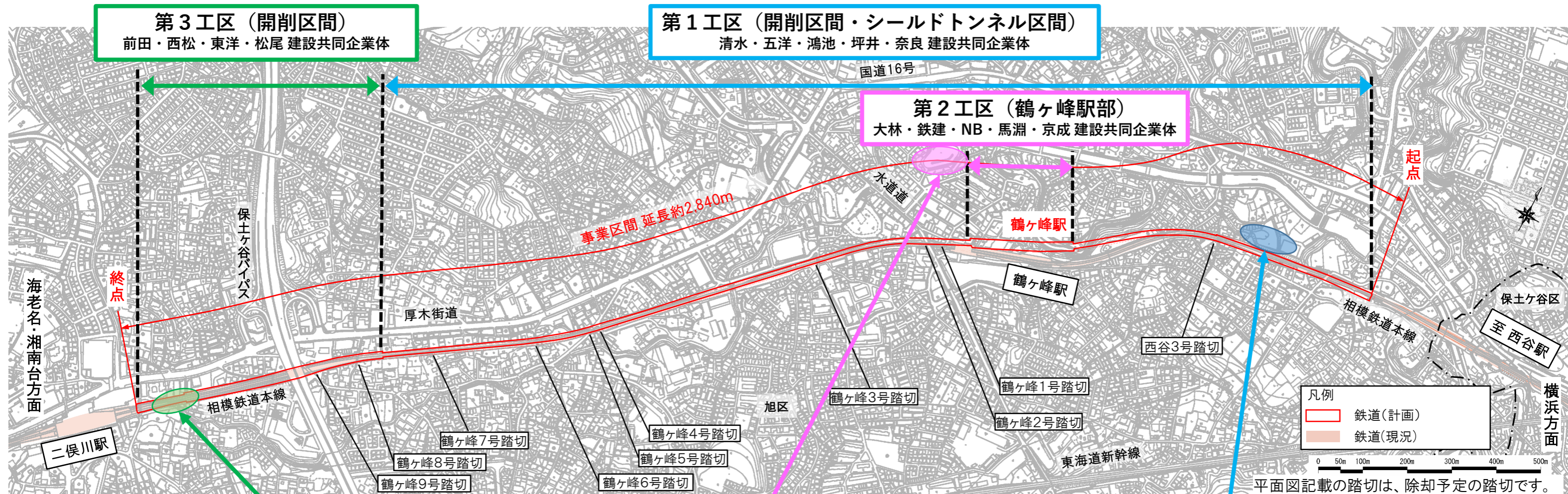


「立坑」のイメージ図



「土留杭」と「線路を支える杭」を設置した後、重機で土を掘り進め、「立坑」をつくります。

各工区の工事進捗状況



線路内で土留杭の設置を行っています

鶴ヶ峰バスターミナル改変工事が始まりました

シールドトンネル工事に向けた準備を進めています



鶴ヶ峰9号踏切から二俣川駅の間において、終電後から始発までの短い時間で、土留杭を設置する工事を実施しています。
 上記写真は、クレーンなどの建設機械が線路内に乗り入れ、杭を入れるための穴を掘っている様子です。

【3工区】前田・西松・東洋・松尾JV
 電話：045-744-9125

鶴ヶ峰駅部の工事では、水道道の更なる渋滞悪化を避けるため、土砂等の搬出に使用する工事車両が、国道16号、鶴ヶ峰バスターミナルを経由し駅北口にある作業ヤードまで通行します。
 そのため、バスターミナルを改変する工事を実施しています。

【2工区】大林・鉄建・NB・馬淵・京成JV
 電話：045-744-8971

高低差がある作業ヤードを有効に使うため、作業構台を設置しています。
 上記写真は、作業構台の土台となる杭を地面に打ち込んでいる様子です。今後は杭の上に床を設置していきます。

【1工区】清水・五洋・鴻池・坪井・奈良JV
 電話：045-442-5240

令和5年度 旭区区民意識調査結果について

旭区では、区民の皆様の生活環境や地域活動への意識や要望を知り、今後の区政運営の基礎資料とするため、5年ぶりに区民意識調査を実施しました。旭区内にお住まいの18歳以上3,500人を対象に調査を行い、1,676人(47.9%)から回答をいただきました。

1 調査概要

対象者・抽出人数	区内に居住する18歳以上の方 3,500人(外国人含む)	対象者の抽出方法	住民基本台帳と外国人登録原票から無作為抽出
調査方法	調査票を郵送、郵送回答又はインターネット回答	調査時期	令和5年6月26日(月)～7月10日(月)
回収標本数	1,676票(回収率47.9%)		

2 調査結果のポイント

■旭区のイメージ

① 定住意向	旭区に住み続けたい方が、 過去最高の83.2% (3.9%↗) ※令和5年度市民意識調査でも、18区中1位の81.5%
② 生活環境の満足度	生活環境全般の満足度が過去最高の58.0% (5.3%↗) 項目別では「バスや鉄道の利便性」の満足度が過去最高の66.1%(7.4%↗)
③ 以前(4～5年前)に比べて環境がよくなったと回答があったもの	1位:バスや鉄道の利便性 41.2% 2位:駅舎へのエレベーター設置などのバリアフリー対策 32.7% 3位:最寄り駅周辺の整備 30.5%
④ 旭区の誇れること	1位:都心に程近いのに閑静な住み心地 28.4% 2位:大規模な公園など 24.3% 3位:県内・外の有数施設 12.9%

■行政や地域の取組

⑤ 行政に期待する取組 ※5つまで回答可	1位:高齢者福祉 37.2% (5.4%↗) 2位:災害対策 31.8% (3.0%↗) 3位:歩道整備や段差解消など歩きやすい道路の整備 31.6% (6.8%↘) 4位:防犯対策 29.8% (3.4%↗) 5位:子育て支援 29.1% (13.0%↗)
⑥ 地域が取り組むべきもの ※複数回答可	1位:防災・減災や災害時への備え 46.7% 2位:交通安全や防犯 42.5% 3位:高齢者や障害者などへのサポートや見守り、介護をしている人への支援 39.9%
⑦ 地域活動への参加意向 (「現在参加している」+「参加してみたい」の合計値) ※複数回答可	1位:趣味を楽しむサークル活動(文化・スポーツの参加等) 61.2%【8.0%】 2位:身近な道路や公園などの清掃や美化活動、自然環境の保全 57.3%【6.6%】 3位:自治会・町内会の活動(お祭りなどのイベントも含む) 53.0%【10.2%】 【 】内は「現在参加している」の割合
⑧ 旭区に関する情報源 ※複数回答可	1位:回覧板、自治会・町内会掲示板 61.9% 2位:広報よこはま 48.4% 3位:新聞・テレビ・ラジオ 48.2%
⑨ 子育てに関する情報源 ※複数回答可	1位:友人・知人 58.7% 2位:家族・親戚 46.3% 3位:SNS、インターネット等 43.8%
⑩ 認知症の人とご家族にできる手助け ※複数回答可	1位:日常的な挨拶などのご近所付き合い 54.5% 2位:本人が困っている様子を見たら、声をかけるなど助ける 54.2% 3位:相談機関(地域ケアプラザ、医療機関など)を紹介する 21.3%
⑪ 農業への関心事 ※複数回答可	1位:地産地消(旭区産の農作物の購入、食べられる飲食店など) 46.0%

(↗:平成30年度調査時より増加、↘:同調査時より減少)

このほか、報告書には、心配ごと・困りごとや自治会町内会活動などについてもまとめる予定です。なお、令和6年3月頃に旭区ホームページに掲載するほか、旭区役所区政推進課(区役所2階23番窓口)に配架予定(閲覧用)です。

区連会 資料 3-7

地区連合自治会町内会長 各位

第 29 期横浜市青少年指導員旭区委嘱式について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
また、第 29 期青少年指導員の推薦につきましても、格別の御高配を賜りお礼申し上げます。
現在、ご提出いただいた推薦書を集計し、下記のとおり第 29 期横浜市青少年指導員旭区委嘱式の準備を進めております。

つきましては、御多用のところ大変恐縮ですが、御出席賜りますようお願い申し上げます。
出欠については、別添の出欠確認票にて 3 月 18 日（月）までにお知らせください。

- 1 日時
令和 6 年 4 月 10 日（水）午後 7 時から（受付：午後 6 時 30 分から）
- 2 会場
旭公会堂 講堂
旭区鶴ヶ峰 1-4-12（旭区総合庁舎 4 階）

旭区役所 地域振興課 生涯学習支援係
真栄田・中村（深）
TEL 045-954-6099

令和6年3月18日（金）まで

宛先 F A X 0 4 5 - 9 5 5 - 3 3 4 1

旭区役所地域振興課生涯学習支援係 中村 行き

■ 第29期横浜市青少年指導員旭区委嘱式（令和6年4月10日（水））の御出欠

1 御出席

2 御欠席

※ どちらかに○をお願いします。

地区連合名 _____

お名前 _____

区連会資料 3 - 8

旭地振第 1761 号
令和 6 年 2 月 15 日

旭区自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

旭区花いっぱい事業における春の花苗配布の申請について（事業説明）

日頃から、「旭区花いっぱい事業」の推進及び「2027 年国際園芸博覧会に向けた機運醸成」に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、公園や歩道など公共の場所での花植えを積極的に進めている自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、区役所から花苗及びフラワーピックの配布を予定しています。

花苗の配布を希望する団体は、横浜市電子申請・届出システムから御申請いただくか、別紙「花苗配布申請書」を御提出くださいますようお願い申し上げます。

申請が多数の場合は、抽選とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、例年、自治会町内会長等の交代に伴い申請を忘れられてしまう団体がございます。引継ぎの際に十分ご注意くださいよう、お願いいたします。

○配布予定苗 マリーゴールド（13,000 ポット）

○配布上限数 1 団体 4 ケース以内（1 ケース 24 ポット入り）

※旭区花いっぱい活動推進者表彰を受けた団体は上限を超えて申し込むことが可能です。詳細は個別に御連絡します。

○配布日時 令和 6 年 6 月 9 日（日）8：30～（予定）

※引渡し時間等については、後日郵送でお知らせいたします。

○配布場所 資源循環局旭工場（旭区白根 2 - 8 - 1）

○申請方法

(1) 横浜市電子申請・届出サービスから申し込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d8b04735-34b5-450f-b556-a25fe823c9f2/start>

(2) 郵送・FAX・窓口で別紙「花苗配布申請書」の御提出



◎申請期限

令和 6 年 4 月 10 日（水）必着

担当 旭区役所地域振興課
石澤・五十嵐

TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

FAX 9 5 5 - 3 3 4 1

花苗配布申請書（令和6年度春）

団 体 名	自治会 町内会
担当者氏名	
担当者連絡先 (決定通知書 送付先)	〒
	TEL
申 請 数	<p>(記載例) 1・2・3・④ ケース×24ポット=96ポット</p> <p>※1ケースは24ポットです。希望するケース数に○を付けてください。</p> <p>1・2・3・4 ケース×24ポット= ポット</p>
植付け予定場所名称	
植付け予定場所住所	
植付け予定場所案内図 ※周囲の目印となる建物から道案内してください。	

FAXの場合、お手数ですが送信後、開庁時間内に御連絡下さい。

※誤送信、裏面送信・未送信等による申請漏れ防止のため

◎提出先 旭区役所地域振興課資源化推進担当

所在地 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

TEL 954-6096

FAX 955-3341

区連会 資料 4-1

旭区社協発第 512 号
令和 6 年 2 月 19 日

各自治会町内会長 様
広報ご担当者 様

社会福祉法人
横浜市旭区社会福祉協議会
会長 渡邊 多喜男

広報紙「あさひいきいき宣言 (No. 115)」の配布について (ご依頼)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、本会事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、このたび本会広報紙「あさひいきいき宣言(旭区社協だより)」115号を発行しましたので送付いたします。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではございますが広報よこはま旭区版(3月号)とともに地区内全世帯へ配布していただきますよう、お願い申しあげます。

今後も地域のみなさまに“いきいき”としていただけるような広報紙を目指し、発行していきますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

◆送付部数 広報よこはま旭区版(3月号)と同部数

担当：千葉・梅崎

電話：392-1123

FAX：392-0222

旭区社協だより No. 115

あさひ 共に支えられ 生きていく

いきいき宣言

<https://www.palletasahi.jp/>



この広報紙は、「赤い羽根」共同募金の配分金で発行しています。

旭区社協 | Q

旭区福祉保健活動拠点

ぱれっと旭のご案内

(以下、ぱれっと旭)

「ぱれっと旭」は、ボランティア団体や当事者団体、地域住民等の自主的な活動のためにご利用いただける施設です。会議や研修会、活動の場として様々な用途に合わせた諸室や設備を用意しています。今回はぱれっと旭を利用し、活動する2つの団体をご紹介します。



電話傾聴ボランティア 旭ふれあいコール

問合せ先:070-6982-1200(代表:酒井)
(月・水・木の9:30~12:00)

「旭ふれあいコール」は、「誰かと話したい」「悩みを聞いてほしい」という方からのご相談を電話でじっくりと聴くボランティア活動団体です。設立24年目を迎え、9名のボランティアが週3回の午前中に活動しています。ご相談のお電話や、一緒に活動する仲間を募集しています。

「聴いてもらえて元気が出た」等の言葉をいただく、励みになります!(点字製作室)



NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク NALC横浜 (以下NALC横浜)

問合せ先:045-719-5001

「NALC横浜」は、福祉施設でのボランティア活動や会員同士の助け合い、交流事業を行う団体です。コロナ禍から徐々に活動を再開する中、車椅子研修を開催しました。ぱれっと旭利用団体である福祉体験支援グループ「旭かけはし」の協力のもと19名の会員が車椅子体験を行いました。利用者と介助者の両方の立場を学び、今後の活動につながる内容となりました。新規会員募集中です!



久しぶりの車椅子講座で基本を学び直すことができました!(多目的研修室)

ぱれっと旭の利用について

~利用できる団体~

- 福祉・保健活動を行うボランティア団体
- 障害等の当事者団体等

~開館時間~

月曜~土曜の9時~21時、日曜・祝日の9時~17時
(年末年始を除く)

詳細についてはホームページをご確認ください。▶



令和6年度 あさひふれあい助成金等の案内について

旭区内で活動するボランティアグループ・市民活動団体、障害者等当事者団体などに活動費の助成を行います。詳細は、本会HPでご案内いたしますのでご確認ください。申請書類は令和6年3月中旬より、本会の窓口にて配布、及びHPに掲載します。

【あさひふれあい助成金 受付期間】 令和6年4月1日(月)~4月30日(火)

※期限を過ぎた場合は受付ができません。お早目にご相談ください。

令和6年能登半島地震災害義援金の受付について

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」によって、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。本会では、災害義援金を受け付けております。皆様の温かいご協力をお願いいたします。

善意銀行にご寄付いただいた方々

ありがとうございます。 (順不同・敬称略) 令和5年10月~12月

(金品寄付) 佐々 徳雄/荻窪 邦昭/都岡町内会チャリティもちつき大会/伊志嶺 朝之/希望が丘 竹の会/伊藤 志壽江/匿名 5件

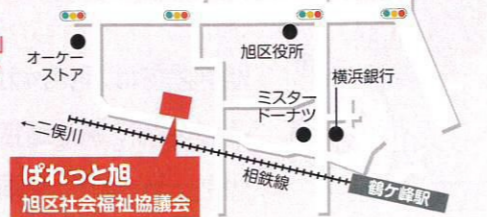
(物品寄付) ハッ橋 政彦/西山 勉/神奈川県理容生活衛生同業組合旭支部/成田 清四/一般社団法人 大和青年会議所/一般財団法人 ポケモン・ウィズ・ユー財団/万騎が原地区社会福祉協議会/匿名 3件

善意銀行とは、皆様からの善意の寄付金品をお預かりし、必要などころ、または希望された区内福祉施設や当事者団体、地域福祉活動団体などへ配分し、皆様の善意を広げていく事業のことです。

発行 社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35
TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0222
<https://www.palletasahi.jp/>

●アクセス●
相鉄線「鶴ヶ峰駅」北口より徒歩8分



旭区社協の X(旧Twitter) やってます!

<http://twitter.com/asasha1123>



アカウント名は 横浜市旭区社会福祉協議会

旭区社協では令和3年10月1日よりX(旧Twitter)を開始しました。各職員が身近な話題や福祉に関する情報などをつぶやいていますので、ぜひフォローしてください!



色々なカタチで つなげる想い

地域活動は仲間と一緒に楽しく活動したい、地域に貢献したい、困りごとを抱える人を助けたいなど、様々な想いが重なり合い取り組まれています。そのような想いは直接活動に携わることで実現しやすくなりますが、直接は難しくても「何か力になれないか」「利用しない物を役立てたい」「間接的にでも力になりたい」という想いをカタチに変えて実現できる活動もあります。今号では、旭区内で取り組まれている活動を寄付というカタチに変えて想いを届けている個人や団体、企業をご紹介します。

主任児童委員連絡会と旭区社会福祉協議会が12月9日に「ひとり親家庭応援Day」を開催しました。参加者からは「ありがとうメッセージボード」が寄せられました。「気持ちが明るくなり来て良かった」「物価高の中、助かりました」など沢山のありがとうをいただきました



共に支えられ生きていく
横浜市旭区社会福祉協議会

笹野台地区

くらし応援会を通して…

「誰かのために」という住民一人ひとりの想いを集めて取り組まれている「くらし応援会～ともに手をたずさえて～」が、笹野台地区で年に1回実施されています。

今年も令和5年11月29日の開催にあわせて、事前に食料品等の寄付への協力を呼びかけ、住民の皆さんや近隣のお米屋さん、地域の福祉施設から「くらし応援会で使ってほしい」とたくさんの食料品や寄付金等が寄せられました。

さらに、地域の助け合い活動を応援したいという想いから、各地区で行われる頒布会に寄付物品を届けている万騎が原地区社協からも協力がありました。

寄せられた食料品や寄付金等には「誰かのために

できることをしたい」、「お互い様で助け合いたい」、「お世話になった恩返しをしたい」と想いがたくさん込められていました。協力を呼びかけた笹野台地区社協でも「こうやって持ち寄ってくれる皆さんの気持ちが嬉しい。応援会当日のお手伝い以外にも寄付という形で様々な人に関わってもらい、住民同士の助け合いやつながりづくりをさらに深めたい」と話します。



くらし応援会に寄せられた寄付物品



区内の他地区でも、住民の想いを「寄付」というカタチに変えて、つながりや支えあいを広めるために様々な取組が行われています。その一部の取組と寄付者の声をご紹介します。

希望が丘東地区



「くらし応援会と相談会」実施にあたり、地区内にある3つの小・中学校のフードドライブ※1活動に協力を仰ぎ、頒布する食料品や日用品を提供いただきました。

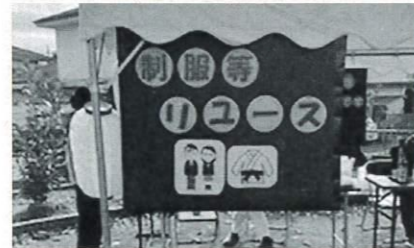
中尾小児童の声

「使っていない食品が意外とたくさんあるので驚きました。フードドライブで無駄にならず使えてよかったです。」

「私たちの活動が無駄を減らすうえ、人の役にも立って嬉しいです。」

※1 家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、フードバンク団体等へ寄付する活動

万騎が原地区



万騎が原地区社協では、中学校の制服やジャージ等を地域の方から寄付を受け、必要な方に無料で提供しています。

寄付者の声

「子ども3人分の制服や靴、体操着など、捨てるには忍びなく、この日を待っていました！ぜひ使ってほしいと思い、持ってきました。」



希望が丘南地区



「ふくし祭り」にて資源循環局旭事務所後援のもと、フードドライブを実施しました。たくさんの方に数多くの食料品をご寄付いただきました。寄付物品は旭区社協の食料支援活動に活用されました。

寄付者の声

「日頃いろんな方にお世話になって生活しています。自分にも何かできることはないかなと考えていたところフードドライブがあると知り、ささやかながら協力させていただきました。フードロスの防止と地域貢献ができ、ありがとうございました。」

ユーコープ スタディドライブを通して…

生活協同組合ユーコープ(以下、ユーコープ)では、「スタディドライブ※1」に取り組んでいます。

この取り組みを旭・保土ヶ谷・瀬谷区で進めるユーコープ横浜中1エリア会では、以前地域のフードパントリー※2を見学した際、食料品以外にも日用品や文房具も必要とされていることに気づき、「地域で集めた物を地域で活かしたい」という思いから、ユーコープの3店舗で集めた文具や日用品を「ひとり親家庭応援Day」にお渡しすると決めたそうです。

ユーコープの皆さんからのコメント

ひとり親家庭応援Dayでは、沢山のありがとうございますが集まる場になりました！



高齢者の方からは「買い物のときに寄付ができ協力しやすい」といった声や、「お店まで行けませんが、送料を負担しても寄付したい」という声が寄せられたそうです。

ユーコープでは、文房具を受け取った方の笑顔を寄付者に伝え、今後も想いを募っていきたくと話していました。

※1 家庭で眠っている文房具を必要とする子どもたちに届ける取組

※2 さまざまな理由で食に困っている方が、無償で食の支援が受けられる活動(場所)



たくさんの想いをのせた「寄付」をありがとうございます。

12月に実施した「ひとり親家庭応援Day」でも、過去に寄付を受けた方が、今回は自分も役に立ちたいと食料品や日用品を持参されました。また、参加されたお子さんが「フードドライブ」に興味を持ち、仕組みを調べて伝えていきたいと主任児童委員にインタビューを行う場面がありました。まさに、寄付をされた方の想いが伝わり、新たな取組や活動につながっていると感じました。

旭区社会福祉協議会では、今後も区民の皆さんの想いをカタチに変えて実現できる活動を住民や企業、施設などの方たちと取り組み、つながりや支えあえる地域づくりを進めていきます。

Check!



フードドライブ実施情報

旭区内では、常時4カ所で受付をしています。是非、ご協力ください。

- 旭区役所2階地域振興課21番窓口
- 資源循環局旭事務所
- イトーヨーカドー若葉台店
- 無印良品 ジョイナステラス二俣川

区連会 資料 4-2

2024・2025年版旭区便利帖さんさんガイド発行について

旭区では、「旭区便利帖『さんさんガイド』」を隔年発行し、主に転入者を対象に配布しています。

この度、2024・2025年版を作成しましたので、情報提供させていただきます。

1 主な内容

- (1) 旭区の魅力紹介（2027年国際園芸博覧会、公園等の紹介、イベント情報 等）
- (2) 旭区の施設・行政サービス等の情報
- (3) その他旭区での生活に必要な情報等

2 配布対象者

さんさんガイドは、主に来庁者・転入者向けに配布しています。転入された方には、配架場所（区役所正面入口の転入者向け情報コーナー）を転入手続きの際にご案内しています。

3 配布開始時期

2024・2025年版は、3月上旬に旭区役所1階1番窓口、二俣川行政サービスコーナー、各地区センター等で配布します。

表紙



担当：区政推進課広報相談係
尾崎、三岡、石倉
電話：954-6022



発行：横浜市旭区役所区政推進課広報相談係
〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12
電話：045-954-6022 FAX：045-955-2856
Eメール：as-kouhou@city.yokohama.jp
2024（令和6）年3月発行

2024
2025
年版

ASAHI WARD GUIDE BOOK
SANSAN GUIDE

旭区便利帖

さんさん

ガイド

旭区って
どんなところ？

旭区って
何があるんだろう？

自分だけの
あさひを探しに



旭区便利帖 さんさんガイド



さんさんガイドをご利用の皆さんへ

この「旭区便利帖」は、新たに旭区に転入された方を中心にお配りしています。
「旭区ってどんなところだろう」、「旭区には何があるんだろう」、
そんな疑問にできるだけ答えられるようにつくった旭区のガイドブックです。
旭区での生活が豊かになるよう、この便利帖が皆さんのお役に立てれば幸いです。

目次・Index

旭区の概要……………	3	地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点、 地区センター……………	18・19
お役立ちSNS・アプリ紹介……………	4	コミュニティハウス……………	20
旭区マスコットキャラクター あさひくん ……	5		
◆旭区の魅力		◆イベント情報他	
2027年国際園芸博覧会、里山ガーデン ……	6・7	旭区イベント情報、コミュニティカフェ ……	21
よこはま動物園ズーラシア……………	8・9	◆暮らしの便利情報	
こども自然公園、プレイパーク……………	10・11	困ったとき(子育て・シニア)……………	22・23
市民の森に行ってみよう……………	12	いざというとき(地震・風水害)……………	24・25
畠山重忠公、旭区の「農」、「あさひの逸品」……………	13	知りたい、聞きたい、こんなときは……………	26～29
◆施設案内		二俣川駅行政サービスコーナー……………	30
スポーツ施設……………	14・15	区役所案内他……………	31
文化施設・その他区民利用施設……………	16・17		

旭区の概要

旭区は、行政区の再編成により、1969(昭和44)年10月に保土ヶ谷区から分かれる形で誕生しました。市内でも標高が高く、区の中央を流れる帷子川など、水と緑に恵まれた豊かな自然環境が特徴です。

- 面積：32.73km²…18区中4位(市域の約7.5%)
 - 人口：241,489人…18区中6位
 - 世帯数：108,392世帯
- (2023年12月1日現在)



区の花「アサガオ」



区の昆虫「ホタル」



春



秋

区の木「ドウダンツツジ」

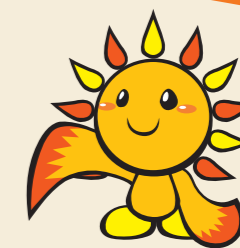


シンボルマーク

旭(朝日)を中央上部に置き、その光を受けてすくすく育つ新芽をYOKOHAMAの“Y”の字に見たてたものです。

「さんさんガイド」の「さんさん」って何？

- ◆「33」
旭区の面積(約33km²)・旭区役所の標高(約33m)の数字だよ！
- ◆「サンサン」
毎年地域の夏祭りで踊られている「旭区民音頭」の歌詞に出てくるよ！
♪旭音頭はサンサン音頭、唄って踊ってサンサンサンサンサン…♪
※「旭区民音頭」は旭区誕生15周年を記念して作られました。



区のマスコットキャラクター「あさひくん」

※本誌に掲載している情報は、2024年3月1日現在のものです。
※掲載している情報は、変更される場合があります。施設などを利用される際は、あらかじめ運営状況をご確認の上ご利用ください。
※新型コロナウイルス感染症の拡大前(2019年以前)に撮影した写真も掲載しています。
※電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「045」です。

お役立ち

SNS・アプリ紹介

旭区での生活に役立つ情報を発信しているSNS・アプリを紹介します。
ぜひフォローやインストールをして、日常生活の中でお役立てください。

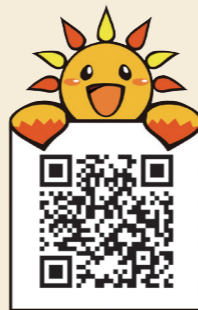
旭区公式 X (旧Twitter) (@yokohama_as)

旭区の魅力やスポット紹介、子育てサポート情報、ちょっとまじめな行政情報まで、旭区のお役立ち情報を日々タイムリーに発信しています。

たとえばこんな情報を発信しています

- ◆ **旭区の見どころやイベント**
区内のすてきなスポットの写真やイベント情報など
- ◆ **子育てや若者のサポート情報**
子ども向けイベントやお出かけスポット、若者のための専門相談など
- ◆ **防災・生活関連情報**
弁護士などによる専門相談のお知らせ、消防署からの防災・災害関連情報など
- ◆ **あさひくんも大活躍!**
クイズ、ゲーム、ピアノ演奏など、いろいろなことにチャレンジ中!

ここから
フォローしてね!



地域コミュニティアプリ「ピアッツァ」

身近なイベントや日常の暮らしに関する情報交換、不用品のやりとりなどができる地域のSNSアプリです。アプリをダウンロードし、エリアを登録するだけで、無料ですぐに利用できます。

※旭区は、区の情報発信と住民同士のコミュニティ活性化を図るため、「ピアッツァ」を運営するPIAZZA株式会社と連携協定を締結しています。



ここから
ダウンロード

ごみの分別に迷ったら…横浜市ごみ分別アプリ

ごみの分別が調べられるだけでなく、ごみの収集日をカレンダーに反映することもできます。他にもごみの分別に関する情報が満載の便利ツールです。



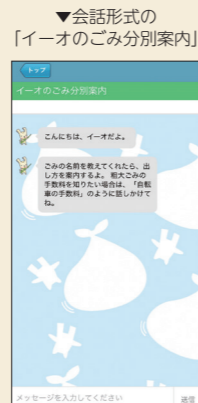
App Store
はこちら



Google Play
はこちら



検索形式の
ミクションナリー
[Mictionary]



旭区マスコットキャラクター

あさひくん

よろしくね!



プロフィール

あさひくんは、旭区誕生40周年を目前に2008年(平成20年)に公募によって誕生した旭区のマスコットキャラクターです。明るい太陽をモチーフにしており、翼の形の手は未来へはばたく希望を表しています。

- **性格**: 太陽のように明るく元気!!
- **特技**: 空を飛ぶこと、みんなを幸せにすること
- **好物**: 綿菓子(雲を間違えて食べちゃう)
- **趣味**: ぶらりイベント参加の旅
- **プチ情報**: 握手した人に幸せが訪れるかも…!



あさひくんの LINEスタンプ販売中

無料通話・メールアプリLINE内のスタンプショップで、あさひくんのスタンプを販売しています(120円・40種類)。あさひくんの明るい笑顔で、トークが盛り上がる!毎日使いやすいスタンプがそろっています。



がんばって!



あさひくんの マンホールが 設置されています

鶴ヶ峰駅付近や中堀川プロムナード、ズーラシア付近に多数あるので探してみてください。また、旭区役所2階22番窓口、市民活動支援センター「みなくる」(P17参照)では、あさひくんマンホールカードを配布中です。



あさひくん ARフォトフレーム



スマートフォンであさひくんと一緒に写真撮影ができます! 季節ごとに変わるフレームも! あさひくんと一緒に思い出の写真を撮ってみませんか?



あさひくんが アニメに なりました!

失くした大事なものを探して、あさひくんが仲間と一緒にみんなのまちを大冒険!



次は旭区の魅力です! ➡

GREEN×EXPO 2027 2027年国際園芸博覧会を 横浜で開催します！

GREEN×EXPO 2027とは？



2027年に横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」「花」「緑」を総称し、「自然」「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。



テーマ 幸せを創る明日の風景 Scenery of the Future for Happiness

「GREEN×EXPO 2027」では、季節ごとに咲き誇る美しい花や緑に彩られた庭園を見たり、世界中の食文化・ふれあいを五感で楽しんだり、最先端の園芸や農業の技術に触れるなど今までにないさまざまな世界を体感できます。そして、自然と人をつなげ、自然とともに生きる持続可能で多様な新しい暮らしのモデルを提案・共有します。

風景を彩る庭園



農とのふれあい



多彩な行催事



公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会より提供

開催概要・開催場所

開催場所 横浜市(旧上瀬谷通信施設)
※旭区・瀬谷区に位置

開催期間 2027年3月19日(金)～9月26日(日)

詳細はWebサイトをご覧ください→
<https://expo2027yokohama.or.jp/>

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会



▲Webサイト
はこちら

問 都市整備局国際園芸博覧会推進課

☎671-4627 FAX 212-1223



旭区では、GREEN×EXPO 2027を地元から盛り上げるため、旭オープンガーデン等のイベントを開催するなど、区全体でPRしています。イベントなどの情報はWebサイトに掲載しています！

問 旭区区政推進課企画調整係

☎954-6027 FAX 951-3401



▲Webサイト
はこちら

花と緑で

いっぱい
の花壇



©Photo by MAKI KAWAI



住んで
よかった
ASAHI-
KU

里山 ガーデン

毎年春と秋に開催される
「里山ガーデンフェスタ」で
約10,000㎡の大花壇が期間限定で公開され、
多種多様な花々が咲き誇ります。

所 上白根町1425-4
(ズーラシア隣)

問 環境創造局動物園課

☎671-4124

FAX 633-9171



▲情報は
こちら



ここでしか会えない
珍しい動物がいる

住んでよかった
ASAHI-KU

よこはま動物園 ズーラシア



逆力満点のライオン



かわいいフンボルトペンギン



リラックス中のパンヒョウ



スマトラトラ



▲テングザル

フアンソワルトン▶

会いに来てね！

園内は「アジアの熱帯林」「亜寒帯の森」「オセアニアの草原」「中央アジアの高地」「日本の山里」「アマゾンの密林」「アフリカの熱帯雨林」「アフリカのサバンナ」の8つの気候帯と「わんぱくの森」で構成され、展示場は動物たちの生息環境を再現した「生息環境展示」となっています。

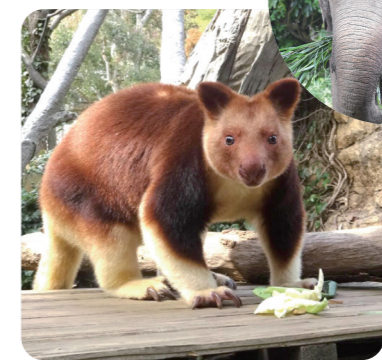


チーター

「アフリカのサバンナ」では、広い草原エリアでチーター、キリン、シマウマ、エランドの4種類の動物たちと一緒に展示しており、見どころの一つとなっています。



エランド



セズキノポリカンガルー



インドゾウ



◀オカピ

人気動物のオカピをはじめ、インドゾウやホッキョクグマ、チンパンジー、キリンなどの定番動物から日本ではズーラシアしか見ることができない、テングザルやセズキノポリカンガルーといった珍しい動物も数多く飼育されています。

所 上白根町1175-1
☎ 959-1000
🕒 9時30分～16時30分(入園は16時まで)
休 火曜(祝休日の場合は翌日)、12月29日～1月1日
¥ 一般(18歳以上):800円、中人・高校生:300円、小・中学生:200円
よこはま動物園・金沢動物園共通年間パスポート(18歳以上):2,000円
※身体障害者手帳などをお持ちの方への無料入場の制度がありますので、お問い合わせください。
※土曜日は小・中学生、高校生は入園が無料です。学生証などをお持ちください。



ズーラシアまでの行き方

- バスで
鶴ヶ峰駅北口、三ツ境駅北口から「よこはま動物園行」バス約15分、JR横浜線・市営地下鉄中山駅から「よこはま動物園行」バスで約18分
- 車で
東名高速道路「横浜町田IC」から約15分、保土ヶ谷バイパス「下川井IC」から約5分
●駐車場約2,200台(有料)
- 駅から歩く
鶴ヶ峰駅から約3.4km
「ふるさと尾根道緑道」上図



フォレストアドベンチャー・よこはま

「フォレストアドベンチャー・よこはま」はアドベンチャーコース、キャノピーコースやキッズコースなどさまざまなコースがあり、大人から子どもまで家族みんなで楽しめるアウトドアパークです。



▲予約方法や来場時の注意事項はこちらから

トレイルアドベンチャー・よこはま

トレイルアドベンチャーは森の中で乗り物を楽しむスポーツ型のアクティビティです。主な乗り物は3つあり、マウンテンバイク、電動アシスト付マウンテンバイク、電動モーターバイクで、どなたでも簡単に楽しむことができます。



▲予約方法や来場時の注意事項はこちらから

おもいおもいに
遊んで楽しんで



住んで
よかった
ASAHI-
KU

子ども 自然公園



楽しい遊具がいっぱい! 「とりでの森」大型遊具
四季折々の景色を楽しもう

春は多くの人でにぎわう「桜山」、「野球場」や
子どもたちに大人気のアスレチック「とりでの森」。
「バーベキュー」をしたり、
「ちびっこ動物園」でモルモットを抱っこしたり…。
水と緑に囲まれた、豊かな自然の中で思い切り遊べます。

※野球場とバーベキュー広場の利用は有料です。

- 所 大池町65-1
- 交 南万騎が原駅から徒歩約7分。二俣川駅から徒歩約20分、二俣川駅南口から相鉄バス左近山第6行ほか「万騎が原中央」下車徒歩約3分
- 問 環境創造局北部公園緑地事務所
- ☎ 353-1166 FAX 352-3086



▲ウェブサイトは
こちらから



野球場



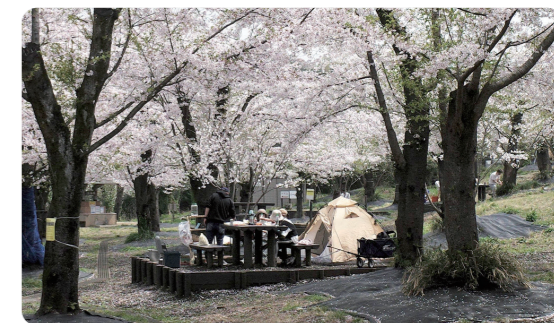
軟式野球用の野球場で、夜間照明も整備されています。
¥2時間2,600円(夜間照明は別料金)
☎351-5218



万騎が原ちびっこ動物園



子ども自然公園内に野毛山動物園の分園として開園した小さな動物園。「コンタクトコーナー」でハツカネズミやモルモットとふれあえます。
◎9時30分～16時30分 ※「コンタクトコーナー」の利用時間はホームページでご確認ください。
休 月曜(祝休日の場合は翌日)、12月29日～1月1日 ※5月・10月は無休
☎351-5442



春には満開の桜の下で、夏には緑の下でバーベキューが楽しめます。
◎3月1日～11月30日:10時～15時(土・日曜・祝休日は10時～13時、14時30分～17時30分の2部制)
休 木曜(祝休日の場合は翌平日) ※4月と繁忙期間中(ゴールデンウィーク、夏休みなど)は木曜も営業
申 利用日1か月前の同日から電話(10時～17時)またはインターネットで予約(先着順)
☎050-3786-4889(予約専用ダイヤル)、351-0050(管理センター)



青少年野外活動センター



バンガローに泊まってレクリエーションを楽しむなど、恵まれた自然を十分に満喫できる施設です。
休 施設点検日(第3月曜日)、年末年始
申 センターでの予約が必要
☎811-8444 FAX 812-5778

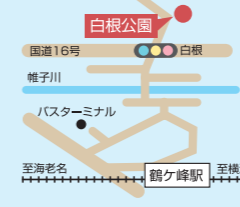


プレイパークで遊ぼう!

プレイパークは「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、禁止事項を極力なくした遊び場で、公園などで地域の有志の方々が開催しています。木登り・ターザンロープ・泥遊び・水遊び・たき火など、四季の変化を体中で感じながら、思い思いに遊ぶことができます。

あさひプレイパーク みんなの基地

所 白根公園(白根3-26)
交 鶴ヶ峰駅から徒歩約12分
◎第1金曜:10時～13時、第3日曜:10時～15時 ※雨天中止
休 1月の第1金曜・8月はお休み



若葉台プレイパーク

所 大貫谷公園(若葉台4-35)
交 鶴ヶ峰駅・三ツ境駅から神奈中バスほか「若葉台中央」行終点下車徒歩約10分
◎原則第4土曜:9時30分～15時30分
※変更の場合あり。
※第1水曜は不定期でなのはな公園にて開催する場合あり。



問(2団体共通)横浜にプレイパークを創ろうネットワーク(YPCネットワーク) ypc-office@yokohama-playpark.net

市民の森に行ってみよう



減少する緑を守るために、1971年から横浜市が全国に先駆けて創設した「市民の森」。どの森も自然を活かした整備を行い、通常の管理は「市民の森愛護会」が行っています。旭区内には7つの市民の森があります。

市民の森の散歩道や広場の清掃・草刈りなどは、地元の方々とつくられた「市民の森愛護会」が行っていますが、利用者の皆さんもきれいな市民の森になるようこころがけてください。

※いずれの市民の森も駐車場はありませんので、車のご来園はご遠慮ください

追分市民の森



帷子川の支流である矢指川の源流域のある、自然豊かな森です。谷戸の田園風景が、樹林と一体となり、四季折々の自然を楽しむことができます。



三ツ境駅から徒歩約20分／三ツ境駅から相鉄バスほか若葉台中央行「西部病院前」(聖マリアンナ医科大学病院)下車徒歩約2分

南本宿市民の森



尾根の道沿いには、スギの木がたくさんつづいています。近くにはこども自然公園があり、豊かな自然に恵まれ、鳥の声を聞きながら森林浴ができる森です。

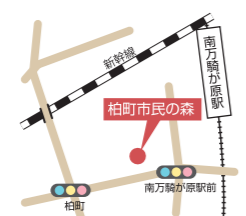


二俣川駅から徒歩約20分／二俣川駅から徒歩約10分

柏町市民の森



南万騎が原駅のほど近くにあり、身近な自然に親しむことのできる森です。常緑針葉樹林と落葉広葉樹林の雰囲気異なる2つの樹林を観察することができます。



南万騎が原駅から徒歩約5分

市沢市民の森

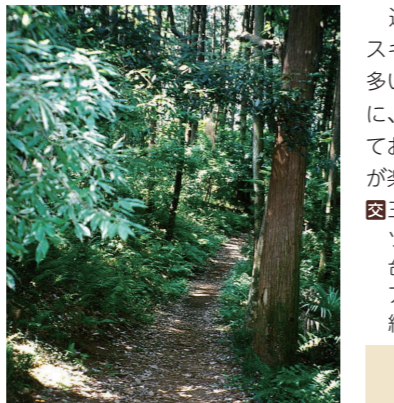


たちばなの丘公園に隣接し、シラカシやコナラ等の広葉樹林と湧水が流れるなど小川のある環境に恵まれ、ホタルが自生している箇所があり、市民有志による保全活動も活発に行われています。



和町駅から徒歩約10分

矢指市民の森



追分市民の森に隣接する、スギやヒノキなどの針葉樹が多い森です。太陽の広場を中心に、緩やかな散策路が整備されており、森林浴をしながら散策が楽しめます。

三ツ境駅から徒歩約20分／三ツ境駅から相鉄バスほか若葉台中央行「西部病院前」(聖マリアンナ医科大学病院)下車徒歩約10分

地図は追分市民の森をご参照ください

今宿市民の森



スギやヒノキを中心とする森です。住宅地に接する外周部は日当たりがよく、さまざまな野草や昆虫が見られるため、園路からの自然観察も楽しむことができます。



三ツ境駅から徒歩約20分

上川井市民の森



西に瀬谷市民の森、東に追分市民の森が隣接する、スギやヒノキなどの針葉樹林主体の森です。森にはせせらぎや湿地が見られます。

三ツ境駅から徒歩約2分

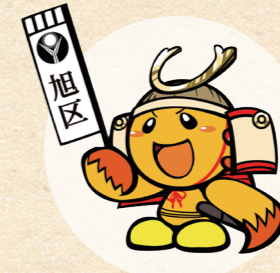
地図は追分市民の森をご参照ください

坂東武士の鑑 畠山重忠公 (1164年～1205年)

畠山重忠公は鎌倉時代に活躍した武将で、鎌倉幕府を開くときにも力を尽し、源頼朝にたいへん信頼されていました。重忠公は、智・仁・勇を兼ね備えた武将で「坂東武士の鑑(かがみ)」と呼ばれています。

源平合戦では、源義経とともに一ノ谷や屋島で戦い、奥州征伐でも活躍したといわれています。しかし、幕府の権力争いにまきこまれ、鎌倉に向かう途中、現在の鶴ヶ峰付近で悲劇の最期を迎えました。

この地で亡くなった畠山重忠公の清廉潔白な人柄をしのび、八百年以上が経過した今でも命日の6月22日には慰霊祭が執り行われています。



英雄三十六歌撰 畠山重忠 (梧斎年英筆、1894年/馬の博物館所蔵)



畠山重忠公碑

1955年6月、鶴ヶ峰と埼玉県深谷市畠山(旧川本町)の有志により建立されました。



薬王寺・六ツ塚

討死した重忠公の軍勢130余騎を埋葬したと伝えられる6つの塚があります。



駕籠塚

重忠公の内室「菊の前」が、重忠公の戦死を聞いて自害し、駕籠ごと埋葬されたと伝えられています。



首塚

重忠公の首は、鎌倉に送られましたが、遺体はこの場所に葬られたと伝えられています。

旭区の「農」

～地産地消を暮らしの中に取り入れてみませんか～

旭区には271.6haの農地(市内6位)があり、身近なところで野菜や果物などの農作物が栽培されています。

毎月第4木曜には、区役所1階などで「あさひの朝市」を開催しています。

また、区内の直売所、イチゴやブルーベリーの収穫体験、JAの直売所、都岡地区恵みの里などの情報を掲載した旭区農作物直売所マップを区役所で配布しています。



詳しくはこちら



「あさひの逸品」をご賞味ください

旭区で販売・提供されている食べ物・飲み物の中で、おいしいと推薦のあったものや、あさひくんや畠山重忠公にちなんだ旭区ならではのものを、「あさひの逸品」として認定しています。



「あさひの逸品」紹介冊子

旭区のおいしいものを食べに行こう!



詳しくはこちら



スポーツ施設



旭区役所では、旭区スポーツ協会や旭区スポーツ推進委員連絡協議会と連携して、スポーツ活動を支援しています。このページでは、区内の主なスポーツ施設を紹介します。

マークのついている施設は、**市民利用施設予約システム**を利用し、インターネットや電話で簡単に抽選申込みや予約手続きなどができます。 **※利用には事前登録が必要です。**

市民利用施設予約システムでの予約方法

① 事前登録をする

◆インターネットによる申請

「横浜市市民利用施設予約システム」から利用者登録申請を行ってください。

◆郵送による申請

各施設などで配布している申請書に必要事項を記入の上、下記宛先に送付してください。

<問合せ先・送付先>

横浜市市民利用施設予約システムサービスセンター
 所 〒231-0005 中区本町4-36 朝日生命横浜本町ビル4階
 ☎050-2018-9880 ☎050-1704-1942
 9時～21時 ※年末年始を除く

<申請書配布場所>

- はまっこマークのついている各施設
- 市役所3階市民情報センター

※申請方法によらず、申請後に本人確認・市内在住在勤在学確認・納付確認が必要となります。 ※登録料1,000円(3年間有効)

② 利用申込み

「はまっこカード」に記載されている利用者登録番号を使い、インターネットや電話で施設の予約を行います。電話では、案内に従って番号を入力していくと、予約をはじめ、抽選の申込み、抽選結果などを調べることができます。 ☎050-1808-4580

旭スポーツセンター

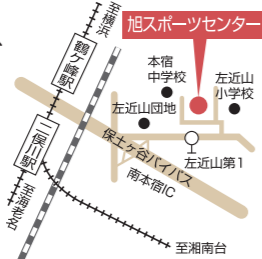
所 川島町1983 ☎371-6105 ☎382-8044

バスケットボール、バレーボール、フットサル、卓球、バドミントンなどのほかトレーニングもできます。また、ダンス、太極拳、エアロビクスなどの教室が実施されています。研修室は文化活動にも使えます。



- 交 二俣川駅南口から相鉄バス左近山第6行ほか「左近山第1」下車徒歩約5分
- 目 第1・第2・第3体育室、トレーニング室、研修室など
- 🕒 月～木曜:8時45分～21時、金曜:8時45分～23時、土・日・祝休日:8時45分～21時
- 休 原則第3月曜(祝休日の場合は翌日)、年末年始
- ◆使用料

個人	卓球・バドミントン(利用時間帯ごと)
	大人120円～/中学生以下30円～
団体	トレーニング室(3時間以内)
	大人300円/中学生以下100円
研修室	700円～/体育室 1,000円～



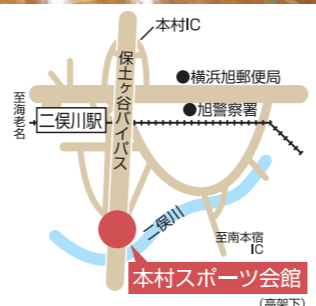
ほんむら 本村スポーツ会館

所 本村町15 ☎365-1820 ☎442-7920

保土ヶ谷バイパスの高架下というユニークな場所にあるスポーツ会館です。バレーボール、バドミントン、卓球などができます。



- 交 二俣川駅から徒歩約10分
- 目 体育室
- 🕒 9時～21時
- 休 原則第2月曜(祝休日の場合は翌日)、年末年始



旭プール

所 白根2-33-1 ☎953-5010 ☎953-5012

年間を通して泳ぐことができる室内温水プールです。夏期は屋外プールもオープンしています。



- 交 鶴ヶ峰駅から市営バスほか福寿荘前行終点下車徒歩約1分
- 目 室内温水プール(25m、児童、幼児)、屋外プール(50m、児童、幼児)※夏期のみ
- 🕒 10時～20時(日曜日は17時まで) ※夏期は9時～
- 休 原則最終火曜、年末年始、施設点検日 ※7、8月は無休
- ¥ 一般400円、3歳～中学生100円 ※回数券あり



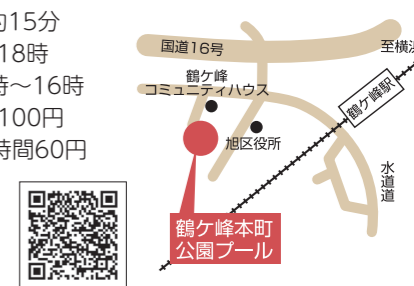
鶴ヶ峰本町公園プール

所 鶴ヶ峰本町1-16-2 ☎954-1827(営業期間中のみ)



7月第2土曜～9月第1日曜のみ営業

- 交 鶴ヶ峰駅から徒歩約15分
- 🕒 25mプール:9時～18時
- 子ども用プール:9時～16時
- ¥ 25mプール:1時間100円
- 子ども用プール:1時間60円
- ロッカー:1回10円



旭スポーツセンター

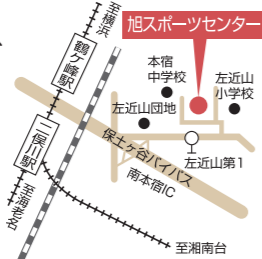
所 川島町1983 ☎371-6105 ☎382-8044

バスケットボール、バレーボール、フットサル、卓球、バドミントンなどのほかトレーニングもできます。また、ダンス、太極拳、エアロビクスなどの教室が実施されています。研修室は文化活動にも使えます。



- 交 二俣川駅南口から相鉄バス左近山第6行ほか「左近山第1」下車徒歩約5分
- 目 第1・第2・第3体育室、トレーニング室、研修室など
- 🕒 月～木曜:8時45分～21時、金曜:8時45分～23時、土・日・祝休日:8時45分～21時
- 休 原則第3月曜(祝休日の場合は翌日)、年末年始
- ◆使用料

個人	卓球・バドミントン(利用時間帯ごと)
	大人120円～/中学生以下30円～
団体	トレーニング室(3時間以内)
	大人300円/中学生以下100円
研修室	700円～/体育室 1,000円～



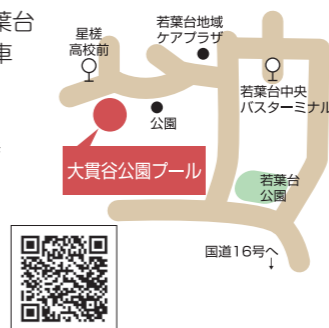
おおぬきだに 大貫谷公園プール

所 若葉台4-35 ☎922-4153 (営業期間中のみ)



7月第2土曜～9月第1日曜のみ営業

- 交 十日市場駅から市営バス若葉台中央行ほか「星槎高校前」下車徒歩約1分
- 🕒 25mプール:9時～18時
- 子ども用プール:9時～16時
- ¥ 25mプール:1時間100円
- 子ども用プール:1時間60円
- ロッカー:1回10円

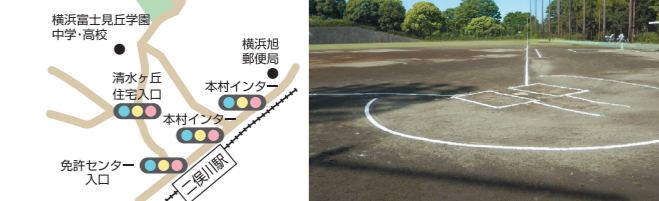


今川公園テニスコート・野球場

所 今川町96-2 ☎366-9290



今川公園 テニスコート・野球場



- 交 二俣川駅から徒歩約20分
- テニスコート
- 目 砂入り人工芝コート4面、夜間照明 ¥2時間2,200円(夜間照明は別料金)
- 野球場
- 目 軟式野球場、夜間照明
- ¥2時間2,600円(夜間照明は別料金)



文化施設・その他区民利用施設



旭公会堂

所 鶴ヶ峰1-4-12(旭区役所4階)
☎954-6154 FAX 954-6170



- 目 講堂、会議室、和室など
- 🕒 9時～22時
- 📅 第4月曜(祝休日の場合は翌日)、年末年始
- 甲 市内居住者…全館または講堂は6か月前から、会議室・和室は3か月前から受付
- 市外居住者…使用日の1か月前から受付



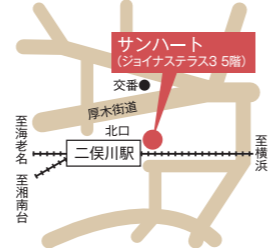
旭区民文化センター サンハート

所 二俣川1-3 ジョイナステラス3 5階
☎364-3810 FAX 391-6930

文化活動の発表・創作・練習の場として



- 目 ホール/300席(可動)、音楽ホール/103席(固定)、アートギャラリー、カルチャー工房、音楽工房、ミーティングルーム、情報コーナー
- 🕒 9時～22時
- 📅 原則第2火曜(祝休日の場合は翌日)、年末年始
- 甲 ホール・音楽ホール・アートギャラリーは6か月前から、その他は3か月前から抽選申込を受付



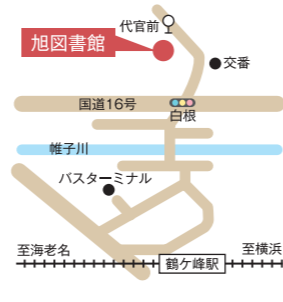
旭図書館

所 白根4-6-2 ☎953-1166 FAX 953-1179



12万冊の蔵書、おすすめ本の紹介、郷土資料の収集を行っています。夏休みの宿題など調べ物はこちらで。

- 🕒 火～金曜日: 9時30分～19時、土・日・月曜・祝休日・12月28日: 9時30分～17時、1月4日: 12時～17時
- 📅 休 12月29日～1月3日、月1回の施設点検日、図書特別整理日、臨時休館日



二俣川駅行政サービスコーナー内の二俣川図書取次所で、予約した図書の受取と返却ができます。

貸出返却窓口: 月～金曜 12時～19時、土曜 12時～17時
返却ポスト: 行政サービスコーナー開所時間内(P30参照)
📅 日曜、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)

- 図書の受取は事前にインターネット予約し、受取場所を「二俣川図書取次所」と指定してください。
- 横浜市立図書館の図書はすべて返却できます。

問合せ 中央図書館 ☎262-0050 FAX 262-0052

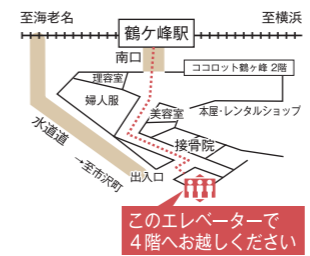
旭区市民活動支援センター みなくる

所 鶴ヶ峰2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階
☎382-1000 FAX 382-1005

地域活動やボランティア活動を応援する交流拠点。



- 目 ミーティングコーナー、印刷室など
- 🕒 月・水・金曜: 9時～17時 / 火・木・土曜: 9時～20時30分 / 日曜、祝休日: 10時～16時30分
- 📅 第3水曜ほか、年末年始
- ✉ as-manabi@city.yokohama.jp



上白根大池公園 こどもログハウス おおいけらんど

所 上白根町910-3
☎951-8127 FAX 465-6246

木の温かみの中で、子どもたちが冒険心を養いながら活発に遊び回れる施設。



- 📍 鶴ヶ峰駅から相鉄バス西ひかりが丘行・よこはま動物園行・中山駅行「上白根町」下車徒歩約3分
- 🕒 月～金曜: 10時～17時 / 土・日・祝休日: 8月: 9時～17時
- 📅 第3月曜(祝休日の場合は翌日)、年末年始
- 利用対象者…原則として小・中学生、保護者同伴の幼児



旭区地域子育て支援拠点

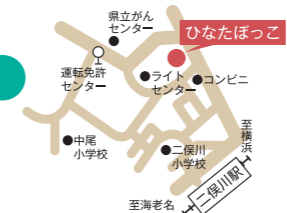
就学前の親子や妊婦さんとその家族が利用できる施設。親子で自由に遊べる広場があります。子育て相談のほか、子育てに関するさまざまな情報を入手できます。

- 🕒 10時～16時
- 📅 休日・月曜・祝休日(月曜が祝休日の場合翌火曜)・年末年始
- 利用方法…初回に利用登録が必要



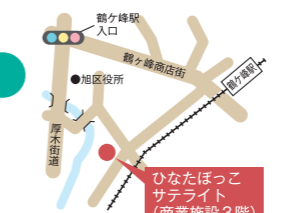
ひなたぼっこ

所 二俣川1-67-4
☎442-3886 FAX 442-3896



ひなたぼっこサテライト

所 鶴ヶ峰1-7-10
ライオンズプラザ鶴ヶ峰3階
☎752-8881 FAX 752-8990



横浜子育てサポートシステム ☎442-3038

地域の中で子どもを預けたり、子どもを預かったりする会員制の活動です。

老人福祉センター 横浜市福寿荘

所 白根2-33-2
☎953-5315 FAX 953-5317

高齢者の皆さんが健康で明るい生活を楽しむための施設。



- 📍 鶴ヶ峰駅から市営バス福寿荘前行 終点下車徒歩約3分
- 目 広間、会議室、趣味の部屋、浴室など
- 🕒 9時～17時
- 📅 最終火曜、年末年始

利用方法…利用証をお持ちの方はどなたでもご利用できます。お持ちでない方は本人確認書類(保険証など)があればその場で発行します。(市内在住もしくはは在住者のご家族で満60歳以上の方に限ります。)



地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点



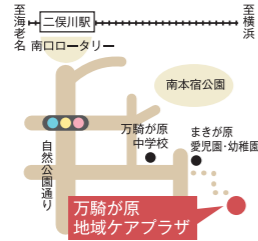
住み慣れた地域で安心して生活ができるように、福祉保健活動などの推進と、福祉保健サービスなどを提供する施設です。地域ケアプラザには地域包括支援センターがあり、介護などに関する相談を受け付けています。

事業内容:福祉に関する相談・支援(地域包括支援センター)、福祉保健活動や交流のための部屋の貸出し、高齢者の方のデイサービスなどを行っています(デイサービスは一部施設を除く)。

開館時間:月～土曜9時～21時* / 日曜・祝休日9時～17時 **休館日:**年末年始、施設点検日 **利用手続:**電話・ファクスまたは直接施設に申し込んでください。
*地域ケアプラザは、18時～21時に施設予約がない場合は18時に閉館することがあります(予約がある場合は21時に閉館)。

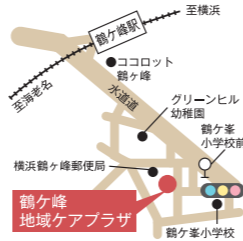
万騎が原地域ケアプラザ

所 万騎が原4
☎ 362-1222
FAX 390-3377
交 二俣川駅から徒歩約15分



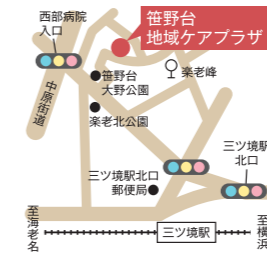
横浜市鶴ヶ峰地域ケアプラザ

所 鶴ヶ峰1-38-3
☎ 382-6070
FAX 382-6071
交 鶴ヶ峰駅から徒歩約7分



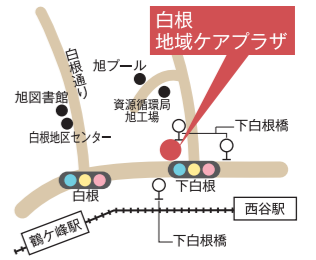
横浜市笹野台地域ケアプラザ

所 笹野台2-32-1
☎ 367-2330
FAX 367-2331
交 三ツ境駅から徒歩約15分、三ツ境駅から相鉄バス岸本経由二俣川駅北口行・よこはま動物園行ほか「楽老峰」下車徒歩約5分



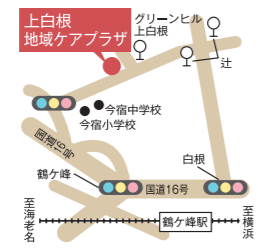
横浜市白根地域ケアプラザ

所 白根2-3-18パール
横浜白根ビル2階
☎ 958-2571
FAX 951-0031
交 鶴ヶ峰駅から徒歩約16分、西谷駅から徒歩約10分、神奈中バス・相鉄バス・市営バス「下白根橋」下車徒歩約1分



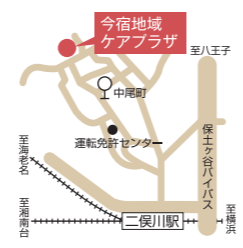
横浜市上白根地域ケアプラザ

所 上白根町112
☎ 951-3967
FAX 951-3971
交 鶴ヶ峰駅から神奈中バス鶴ヶ峰駅行ほか「グリーンヒル上白根」下車徒歩約1分
鶴ヶ峰駅から相鉄バス西ひかりが丘行ほか「辻」下車徒歩約5分



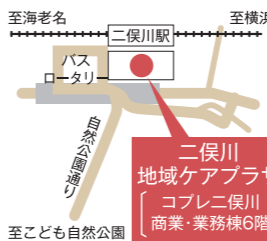
横浜市今宿地域ケアプラザ

所 今宿町2647-2
☎ 392-0309
FAX 360-0023
交 二俣川駅北口から相鉄バス運転免許センター循環二俣川駅北口行ほか「中尾町」下車 徒歩約10分



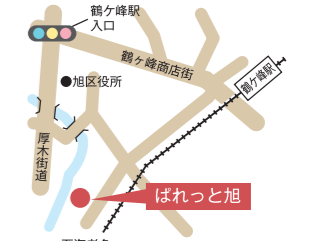
横浜市二俣川地域ケアプラザ

所 二俣川2-50-14
コブレ二俣川
商業・業務棟6階
☎ 361-1776
FAX 361-1778
交 二俣川駅から徒歩約1分



旭区福祉保健活動拠点 ぱれっと旭

所 鶴ヶ峰1-6-35
☎ 392-1123
FAX 392-0222
交 鶴ヶ峰駅から徒歩約8分



文化・レクリエーション
活動の場として

施設案内

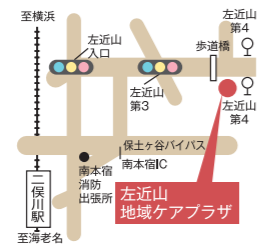
地区センター

文化活動やレクリエーション活動などの
さまざまな目的で利用できます。

施設内容:会議室・和室・工芸室・料理室・体育室・プレイルームなど
(施設によって多少異なります)
開館時間:月～土曜9時～21時 日曜・祝休日9時～17時
休館日:年末年始、施設点検日(毎月1回)
利用手続:団体利用と個人利用があります(詳しくは各施設へ)。

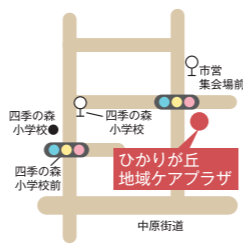
横浜市左近山地域ケアプラザ

所 左近山1186-2
☎ 353-1121
FAX 353-1131
交 二俣川駅南口から相鉄バス市沢町経由東戸塚駅西口行ほか「左近山第4」下車徒歩約2分



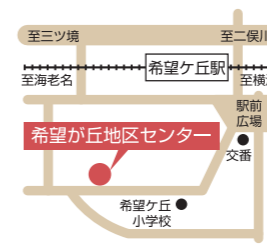
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ

所 上白根町807-2
☎ 953-6890
FAX 958-1140
交 鶴ヶ峰駅から相鉄バス市営集会所前経由中山駅行「市営集会所前」下車徒歩約1分
鶴ヶ峰駅から相鉄バス西ひかりが丘行ほか「四季の森小学校」下車徒歩約3分



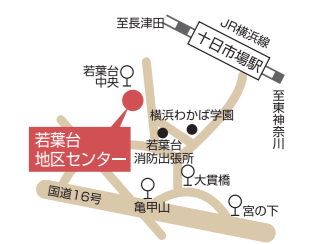
希望が丘地区センター

所 中希望が丘145-4
☎ 361-0424
FAX 361-0437
交 希望ヶ丘駅から徒歩約5分



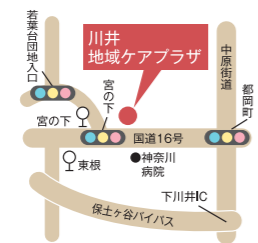
若葉台地区センター

所 若葉台3-4-2
☎ 921-2213
FAX 921-2225
交 鶴ヶ峰駅・三ツ境駅・十日市場駅から相鉄バスほか若葉台中央行終点下車徒歩約1分



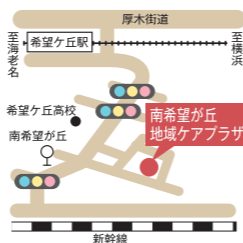
横浜市川井地域ケアプラザ

所 川井本町57-8
☎ 955-1111
FAX 952-1110
交 鶴ヶ峰駅から神奈中バス若葉台中央行ほか「宮の下」下車徒歩約1分、三ツ境駅から相鉄バス若葉台中央行ほか「東根」下車徒歩約4分



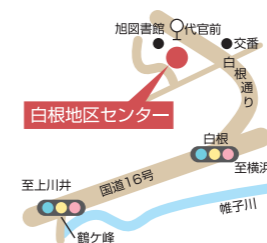
横浜市南希望が丘地域ケアプラザ

所 南希望が丘72-3
☎ 360-5095
FAX 360-1198
交 希望ヶ丘駅から徒歩約20分、希望ヶ丘駅から相鉄バス二俣川駅南口行ほか「南希望が丘」下車徒歩約3分



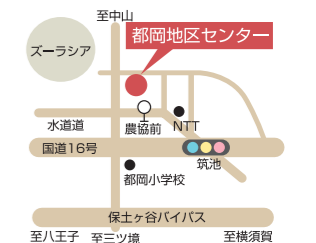
白根地区センター

所 白根4-6-1
☎ 953-4428
FAX 953-4461
交 鶴ヶ峰駅から相鉄バス西ひかりが丘行ほか「代官前」下車徒歩約3分



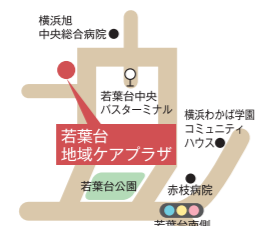
都岡地区センター

所 今宿西町292-2
☎ 953-7211
FAX 953-7209
交 鶴ヶ峰駅から神奈中バス若葉台中央行ほか「農協前」下車徒歩約1分



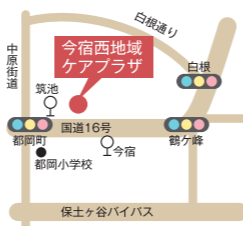
横浜市若葉台地域ケアプラザ

所 若葉台4-16-1
☎ 923-8831
FAX 923-8835
交 鶴ヶ峰駅から神奈中バス若葉台中央行ほか「若葉台中央」下車徒歩約2分、三ツ境駅から神奈中バスまたは相鉄バス若葉台中央行ほか「若葉台中央」下車徒歩約2分



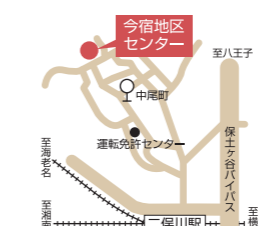
横浜市今宿西地域ケアプラザ

所 今宿西町410-1
☎ 958-1251
FAX 958-1253
交 鶴ヶ峰駅から神奈中バス若葉台中央行ほか「今宿」または「筑池」下車徒歩約5分



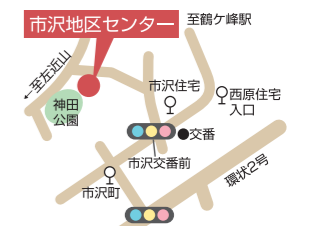
今宿地区センター

所 今宿町2647-2
☎ 392-1500
FAX 392-1501
交 二俣川駅北口から相鉄バス運転免許センター循環二俣川駅北口行ほか「中尾町」下車徒歩約10分



市沢地区センター

所 市沢町9
☎ 371-6662
FAX 371-6663
交 鶴ヶ峰駅南口から相鉄バス星川駅行ほか「市沢住宅」下車徒歩約5分(土・日曜・祝休日運休)



コミュニティハウス



サークル、ボランティア、自治会町内会活動などで利用できる身近な交流と活動の拠点です。

単館型と学校施設活用型があります。

※単館型と学校施設活用型では施設内容、開館時間などが異なります。※図書室の開館日・時間は施設ごとに異なります(詳しくは各施設へ)。

単館型 | 開館時間 ◆月～土曜:9時～21時、日曜・祝休日:9時～17時 休館日 ◆年末年始、施設点検日

鶴ヶ峰コミュニティハウス

所 鶴ヶ峰本町1-16-1 ☎953-2313 FAX 489-5966



☒ 鶴ヶ峰駅から徒歩約15分
☒ 図書室、学習室、多目的室、交流コーナー、和室、集会室



上白根コミュニティハウス

所 上白根町233-6 ☎954-1691 FAX 954-1692



☒ 鶴ヶ峰駅から相鉄バス中山駅行ほか「辻」下車徒歩約1分
☒ 会議室、厨房、交流スペース

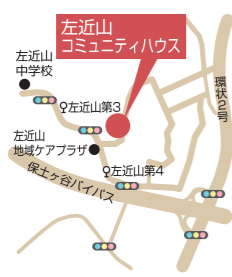


学校施設活用型 | 開館時間 ◆月・水・木・土・日曜:9時～21時 ※施設によっては異なる場合があります 休館日 ◆火・金曜、年末年始

左近山コミュニティハウス (左近山特別支援学校内)

所 左近山1011 ☎351-2686 FAX 489-6270

☒ 二俣川駅南口から相鉄バス東戸塚駅西口行ほか「左近山第4」下車徒歩約5分
☒ 研修室、和室、図書室



今宿南小学校コミュニティハウス (今宿南小内)

所 今宿南町1879-2 ☎951-6141 FAX 951-6149

☒ 鶴ヶ峰駅から神奈中バス若葉台中央行ほか「今宿」下車徒歩約10分
☒ 研修室、和室、図書室



ひかりが丘小学校コミュニティハウス (旧ひかりが丘小内)

所 上白根町1306-14 ☎952-3822 FAX 489-7875

☒ 鶴ヶ峰駅から相鉄バス西ひかりが丘行終点下車徒歩約2分
☒ 研修室、和室、図書室など



横浜わかば学園コミュニティハウス (横浜わかば学園内)

所 若葉台2-1-1 ☎・FAX 922-3221

☒ 三ツ境駅から神奈中バスほか近隣公園前経由若葉台中央行「若葉台南」下車徒歩約3分
☒ 研修室、和室、図書室



東希小コミュニティハウス (東希望が丘小内)

所 東希望が丘155 ☎363-2889 FAX 489-3102

☒ 希望ヶ丘駅から徒歩約7分
☒ 研修室、図書コーナーなど



保土ヶ谷区のコミュニティハウスも利用できます。くぬぎ台小学校コミュニティハウス 所 保土ヶ谷区川島町1374-1 ☎・FAX 371-7611

旭区 イベント情報

旭区では、自然や季節を感じながら楽しめるさまざまなイベントが開催されています。その中でも代表的な3つのイベントを紹介します。ぜひイベントに参加して、旭区の魅力を満喫してください。

※状況により開催内容が変更となる場合があります。

横浜旭ジャズまつり

毎年子ども自然公園野球場で開催される、旭区を代表する夏の恒例音楽イベントです。自然に囲まれた会場で上質な音楽を聴きながら、他では味わえない野外フェスの雰囲気を楽しめます。

☒ 地域振興課生涯学習支援係
☎954-6094 FAX 955-3341



旭ふれあい区民まつり

毎年10月に旭区役所周辺で開催されます。ステージでのさまざまなプログラムや、地元商店街の名物を味わえるミニ商店街コーナーなど、旭区の魅力を存分に楽しめるお祭りです。

☒ 地域振興課地域活動係
☎954-6095 FAX 955-3341



旭区駅伝競走大会(旭ズーラシア駅伝)

毎年1月下旬によこはま動物園ズーラシアで開催される、旭区の新春恒例行事です。区内外から多くの人々が参加し、園内を駆け抜け、たすきをつないでゴールを目指します。

☒ 地域振興課生涯学習支援係
☎954-6095 FAX 955-3341



コミュニティ カフェ

旭区では、「地域のために」という思いでさまざまな人・団体が主体となり、地域に根差した活動が行われています。その中には、誰でも気軽に立ち寄れて、地域の皆さんの憩いの場となっている「コミュニティカフェ」もあります。

おいしいごはんや飲み物をいただきながら、ほっと一息つける場所を紹介します。

※地域の皆さんの自主的な活動のため、運営状況が変わる可能性があります。

ここに掲載している以外にも、各地域でカフェやサロンなどのさまざまな活動が行われているよ!

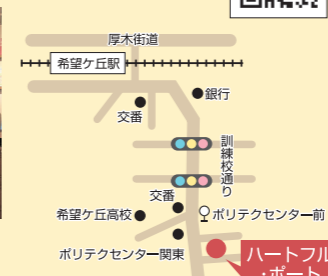


ハートフル・ポート

自宅1階部分を地域に開放した「住み開きカフェ」。音楽イベント、認知症カフェ、ワークショップ、セミナーなどの他、現在は多様な子どもたちのための居場所づくりにも力を入れています。

所 南希望が丘58 ☎777-8159

☒ 火・水曜 12時～16時(ランチタイムは12時～14時)



①靴を脱いで入るのでお子さんも安心して床で遊べます。ライブラリーコーナーも。②体にやさしい手作りのランチセット(テイクアウト可)

ほっとさこんやま

地域の自治会や団体が協力してカフェを運営しており、小・中学生の勉強を手助けする「さくら教室」なども行われています。なお、左近山地域では、コミュニティカー「左近山おでかけワゴン」による外出支援など、さまざまな活動が展開されています。

所 左近山16-1 左近山団地1-31-101

☎744-6585 ☒10時～17時 休 日曜・祝休日



①ゆったり過ごせる開放的で明るい店内
②名物は新鮮なお刺身定食(水曜は提供なし)

困ったとき

子育て編

区役所では、安心して子育てをすることができるよう、各種サービス事業を展開しています。



出産・子育ての不安を解消したい

●こども家庭相談

妊娠期から思春期までのお子さんや養育者に関する相談を旭区こども家庭支援課の保健師・助産師・社会福祉職などが相談をお受けします。

☎子育て支援担当 ☎954-6160

●地域子育て支援拠点

ひなたぼっこ／ひなたぼっこサテライト

妊娠期から子育て期のいろいろな悩みごと、困りごとなどについて、専任スタッフが相談を受けたり、適切な支援機関を紹介します。

☎横浜子育てパートナー 予約・相談専用ダイヤル

☎489-6170(ひなたぼっこ)

☎752-8354(ひなたぼっこサテライト)

詳しくはP17



家事・育児を手伝ってほしい

●産前産後ヘルパー派遣制度

妊娠中に心身の不調などによって子育てに支障があるか、出産後5か月(多胎児の場合は出産後1年)未満で家事や育児の負担の軽減を図る必要がある世帯にヘルパーを派遣します。

☎子育て支援担当 ☎954-6150

子育ての仲間がほしい

●赤ちゃん教室

初めて育児をする養育者と0歳の赤ちゃんを対象に、育児講座や相談、赤ちゃん体操などの交流会を各地域で実施しています。

☎子育て支援担当 ☎954-6150

●地域子育て支援拠点

ひなたぼっこ／ひなたぼっこサテライト

…詳しくはP17へ

●親と子のつどいの広場

プレママ・プレパパから就学前のお子さんとその養育者の方を主な対象とした、つどいの場です。遊び場としてはもちろん、子育て相談や子育て関係の講座を行っています。

☎子育て支援担当 ☎954-6150

保育所などの情報が知りたい

●保育・教育コンシェルジュ

保育・教育コンシェルジュは、就学前のお子さんの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所・認定こども園のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスなどについて情報を提供しています。

☎保育担当 ☎954-6173

保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート☆よこはま保育」を開設しました。



子育てガイドブック「とことこ」

子育てを応援する冊子、子育てガイドブック「とことこ」が便利です。

ぜひ手に取ってください。

※1階1番窓口、3階33番窓口をはじめ、地区センター、コミュニティハウス、ケアプラザ、保育園、図書館などで配布しています。ホームページでもご覧いただけます。



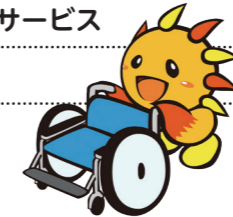
＼こんな悩みありませんか？／

- 子どもを預けてリフレッシュしたい
- 子どもと出かける場所を教えてください
- 病気の子どもを預かってほしい

困ったとき

シニア編

区役所では、安心して生活を送ることができるよう、高齢者に各種サービス事業を展開しています。



高齢者・障害者の福祉保健に関する総合案内

福祉と保健の両面から相談でき、必要なサービス利用のための、情報の提供や申請の受付をしています。

☎高齢・障害支援課高齢・障害サービス係

☎954-6115

福祉保健に関する相談・支援

地域ケアプラザには地域包括支援センターがあり、相談や各種サービスを受けるための申請代行も行っています。

☎各地域ケアプラザ 連絡先はP18・19

介護保険について

介護が必要な方は、介護保険を使ってサービスを利用できます。

●介護保険の申請について

☎高齢・障害支援課介護保険担当 ☎954-6061

●サービスを利用できる方

65歳以上で介護が必要な方、または40～64歳で定められた疾病により介護が必要な方

●サービスを利用するには

区役所または地域ケアプラザにて要介護認定を申請してください。

☎高齢・障害支援課介護保険担当 ☎954-6061

☎各地域ケアプラザ 連絡先はP18・19

認知症に関する相談・支援

区役所・各地域ケアプラザではさまざまな認知症に関する相談・支援を行っています。

●もの忘れ検診

市内の特定の医療機関で、年に1回、検診を受けることができます。

●介護者のつどい・認知症カフェ

認知症の方とご家族などが集うことができる場があります。



●認知症かな?と思ったら ひらくケアパスガイド

認知症の対応・支援について大まかな目安が書かれています。

☎高齢・障害支援課高齢者支援担当

☎954-6125

☎各地域ケアプラザ 連絡先はP18・19

フレイル予防!

「健康寿命*の延伸」をめざして、フレイル予防に取り組んでいきましょう。

*健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。

●フレイル予防

「運動・口腔(お口のケア)・栄養・社会参加」の取組を、日常生活で一体的に取り入れることが大切です。



もっと知りたい!フレイル予防!

もっと詳しく、健康づくり・介護予防(フレイル予防)の情報を知りたい方は、横浜市ホームページをご確認ください。各地域ケアプラザでは、さまざまな教室や講演会を行い、健康づくりのお手伝いをしています。

☎高齢・障害支援課高齢者支援担当

☎954-6191

☎各地域ケアプラザ

連絡先はP18・19



地震



備える 備えることは大きく分けて3つあります

① 家・家屋の補強

阪神・淡路大震災で亡くなられた方の約8割が倒壊した家屋、転倒した家具による圧死といわれています。家具には転倒防止器具をつけるなどの対策をしましょう。

また、昭和56年5月末日以前に建てられた在来軸組構法で2階建て以下の木造住宅(持家)の場合、無料で「耐震診断」を受けられます。その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。(☎建築局建築防災課 ☎671-2943)

※耐震診断の申込書は旭区役所1階1番窓口にあります。

② 必需品を備える

最低3日分*の備蓄 ※できれば1週間分

- 家庭で、水・食料・トイレパック・燃料など**最低3日分の備え**をしておきましょう。
- 食料は火を使わないで食べられるものを用意しましょう。
- 飲料水は、**1人1日3ℓ**必要です。
1家族で必要な水の量=3ℓ×人数×3日分



非常持ち出し品

とりあえず避難する時に必要なものだけをリュックに入れて、すぐに取り出せる場所に準備しておきましょう。



③ 日頃の話し合い

家庭や近所の方たちとの防災会議、訓練

- いざという時のために家族との連絡先、避難場所などを話し合っておきましょう。また実際に行ってみましょう。
- 隣近所とすぐに協力体制がとれるようにしましょう。
- 横浜市民防災センターの模擬体験や地域の防災訓練に参加しましょう。(☎横浜市民防災センター(模擬体験について) ☎312-0119)

緊急地震速報について

緊急地震速報は、震度5弱以上を予測した場合に気象庁から発表され、テレビ・ラジオなどで放送されます。対応は「周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する」ことが基本です。

避難するとき

避難場所は状況に応じて変わります

チェック!

- ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーをOFFにする。
- 隣近所に声を掛けあって一緒に避難する。

まず → **近くの安全な場所**

- ▶ 近くの公園や空き地などの広くて安全な場所
- ▶ 地域で決められたいっとき避難場所

必要に応じて → **地域防災拠点**

- ▶ 横浜市が指定した小・中学校など
- ※地域防災拠点とは：家が倒壊した場合の一時的な生活場所になります。また、市から食料や情報などが提供されます。

大火災の危険 → **広域避難場所**

- ▶ 周辺が火事で危険なときに避難する場所



グラツときたら

冷静に行動することが必要です

屋内にいるとき

おおう

→身近なもの(買物かご、かばんなど。あればヘルメット)で頭をおおい、落下物から身を守りましょう。



もぐる

→丈夫な机やテーブルの下などにもぐりましょう。



とにかく落下物から身を守る場所(上から物が落ちない所)に移動しましょう。

おさえる

→テーブルの脚をしっかりとおさえましょう。動かないよう固定しましょう。



- 様子を見ながら火の始末や逃げ口の確保をしましょう。
- 慌てて外に飛び出さないようにしましょう。

使わない

→エレベーターは使わないでください。

屋外にいるとき

おおう

→かばんなどで頭をおおきましょう。とにかく顔と頭にけがをしないようにします。

離れる

→ブロック塀、ネオン、看板、ガラス窓などから離れましょう。

逃げ込む

→安全地帯(公園、広場など)に逃げ込みましょう。車は左側に止めてキーをつけたままで避難してください。

風水害



備える

① 自宅周辺の危険箇所を把握する

ハザードマップを用いて、自宅周辺の危険な場所などを確認しましょう。

また、実際に自宅の周辺を歩いてみましょう。旭区では、「土砂災害ハザードマップ」と「浸水ハザードマップ」の2種類があります。

※マップは旭区役所2階24番窓口で配布しています。



土砂災害ハザードマップ



浸水ハザードマップ

② 防災情報の入手手段を確認する

いざ大雨が降り出した時に慌てないよう、気象警報や避難指示などの防災情報の入手手段を確認しましょう。

横浜市では、地震、気象警報、河川水位、天気予報などを配信する「横浜市防災情報Eメール」というメール配信サービスを行っていますので、ぜひご利用ください。

「横浜市防災情報Eメール」の登録方法

- ① 下記のアドレスに空メールを送信
bousai-yokohama@cousmail-entry.cous.jp
- ② 案内メール受信
- ③ 受信情報の登録
- ④ 登録完了

メールはここから▶



避難するとき

避難場所は状況に応じて変わります

① 安全な場所へ避難

旭区が指定した避難場所や親戚の家などに、動きやすい服装で早めに避難しましょう。→ **水平避難**

● 持ち出し品の例

- 水 常備薬 懐中電灯 タオル 携帯ラジオ
- ベビー用品 メガネ



避難場所、近くの高台、安全な親戚の家などに避難

水平避難

② 無理せず安全な避難を心がけましょう

夜間に暴風雨で屋外を歩くのが危険な場合や道路が冠水している場合など、無理に避難場所へ移動するとかえって危険な場合もあります。

その時は、自宅の2階、ビルやマンションなどの頑丈な建物の2階以上などへ避難しましょう。→ **垂直避難**
また、けががある場合には、斜面の反対側の部屋へ退避しましょう。→ **屋内退避**



頑丈な建物の2階以上または近隣の高い建物へ避難

垂直避難



斜面の反対側など、建物内の安全な場所へ避難

屋内退避

避難場所などの問合せは 総務課庶務係 危機管理・地域防災担当(☎954-6007)

知りたい、聞きたい、こんなときは

ここでは、行政の行っている事業を中心に、生活に身近な情報をコンパクトにまとめています。

手続や証明書などの発行には本人確認資料などが必要な場合が多いため、事前にご確認のうえ、ご来庁ください。

※電話番号が「954」から始まるものは、旭区役所内の部署です。



●ごみ・リサイクル

・粗大ごみを出したい	粗大ごみ受付センター(一般加入電話など)	☎0570-200-530
	粗大ごみ受付センター(携帯電話・IP電話など)	☎330-3953
・ごみが不法投棄されているとき	地域振興課資源化推進担当	☎954-6096
・資源集団回収をしたい	資源循環局業務課	☎671-3819
・ごみとリサイクルについて聞きたい	資源循環局旭事務所	☎953-4811
・高齢などでごみを持ち出すことができないとき		

●福祉

・生活に困っているとき	生活支援課生活支援係	☎954-6104
・地域の民生委員・児童委員を知りたい	福祉保健課福祉保健係	☎954-6101
・生活福祉資金貸付の相談がしたい	旭区社会福祉協議会	☎392-1123
・日常的な金銭管理を支援してほしい	旭区社協あんしんセンター	☎392-1295

●障害者

・障害者(18歳以上)の相談がしたい	高齢・障害支援課障害者支援担当	☎954-6128
・障害児(18歳未満)の相談がしたい	こども家庭支援課子育て支援担当	☎954-6117
・障害児・者の移動支援の相談がしたい	移動情報センターあさひ	☎392-1124
・障害者の支援機関を知りたい	高齢・障害支援課障害者支援担当	☎954-6145

●高齢者

・高齢者の福祉・健康の相談がしたい	高齢・障害支援課高齢・障害サービス係	☎954-6115
・70歳以上の敬老パスがほしい	高齢・障害支援課高齢・障害サービス係	☎954-6115
・認知症について相談したい	高齢・障害支援課高齢者支援担当	☎954-6125
・介護申請	高齢・障害支援課介護保険担当	☎954-6061
・介護保険について知りたい	介護サービス	☎954-6125
	介護保険料	☎954-6134
・濱ともカードの交付について知りたい(65歳以上)	高齢・障害支援課高齢・障害サービス係	☎954-6115
・高齢者の仕事について相談したい	シルバー人材センター保土ヶ谷事務所	☎331-1780
・高齢者の虐待について相談したい	高齢・障害支援課高齢者支援担当	☎954-6125

●ボランティア

・ボランティアをしてみたい・紹介してほしい	旭区ボランティアセンター	☎392-1133
・福祉のために寄付したい	旭区ボランティアセンター	☎392-1133

●保健・衛生

・がん検診を受けたい	福祉保健課健康づくり係	☎954-6146
・HIV(エイズ)検査を受けたい	福祉保健課健康づくり係	☎954-6146
・生活習慣病予防の相談がしたい	福祉保健課健康づくり係	☎954-6146
・健康手帳がほしい(40歳以上)	福祉保健課健康づくり係	☎954-6146
・心の健康について相談したい	高齢・障害支援課障害者支援担当	☎954-6145
・飲食店の営業や食品衛生に関する相談がしたい	生活衛生課食品衛生係	☎954-6166
・薬局などの開設に関する相談がしたい	生活衛生課食品衛生係	☎954-6166
・ネズミ・ハチ・害虫などの駆除方法の相談がしたい	生活衛生課環境衛生係	☎954-6168
・アライグマ・ハフビシについて相談したい	環境創造局動物園課	☎671-3448

●医療

・かかりつけ医を探したい	横浜市医師会地域医療連携センター	☎201-8712
・受診するべきか迷ったとき	横浜市救急相談センター	#7119または ☎232-7119 ※ダイヤル回線・IP電話からはこちら
・いま救急受診できる病院・医院を知りたい		
・夜間に急に病気になったとき	横浜市夜間急病センター 横浜市南西部夜間急病センター	☎212-3535 ☎806-0921
・休日に病気になったとき	旭休日急患診療所 保土ヶ谷区休日急患診療所 瀬谷区休日急患診療所	☎363-2020 ☎335-5975 ☎360-8666
・休日・夜間に歯が痛くなったとき	横浜市歯科保健医療センター	☎201-7737
・歯科相談がしたい(木曜10時~12時、13時~15時)	県歯科医師会歯科相談窓口	☎224-5680
・国民健康保険について知りたい	保険年金課保険係	☎954-6134
・後期高齢者医療制度について知りたい	保険年金課保険係	☎954-6138
・医療費助成(小児・重度障害者・ひとり親家庭など)を受けたい	保険年金課保険係	☎954-6138
・医療費助成(指定難病)を受けたい	高齢・障害支援課高齢・障害サービス係	☎954-6115
・医療費助成(小児慢性特定疾病医療など)を受けたい	こども家庭支援課こども家庭係	☎954-6151
・医療費助成(精神通院医療)を受けたい	高齢・障害支援課障害者支援担当	☎954-6145
・市内の医療機関に関する困り事について相談したい	横浜市医療安全相談窓口	☎671-3500
・医療系免許(医師、歯科医師、薬剤師、看護師など)の手続がしたい	生活衛生課食品衛生係	☎954-6166
・救急証明がほしい	旭消防署警防課	☎951-0119

●赤ちゃん 子ども

・母子健康手帳がほしい	こども家庭支援課こども家庭係	☎954-6151
・妊娠中の体のことで相談したい	こども家庭支援課子育て支援担当	☎954-6150
・出生届を出したい	戸籍課戸籍担当	☎954-6031
・予防接種を受けたい(新型コロナウイルス感染症のワクチンを除く)	福祉保健課健康づくり係	☎954-6146
・子育てのことで相談したい(思春期まで)	こども家庭支援課こども家庭相談	☎954-6160
・児童手当について聞きたい	こども青少年局こども家庭課手当給付係	☎641-8411
・子どもを保育所などに預けたい	こども家庭支援課保育担当	☎954-6173
・小学生の放課後の居場所について相談したい	こども家庭支援課学校連携・こども担当	☎954-6019
・小中学校の入学、転校、国・私立に入学したときは	戸籍課登録担当	☎954-6034
・小児医療費助成の申請をしたい	保険年金課保険係	☎954-6138
・ひとり親家庭になったら	こども家庭支援課子育て支援担当	☎954-6117
・国民年金保険料の産前産後期間の免除の届出をしたい	保険年金課国民年金係	☎954-6131
・子どもの虐待について相談したい	よこはま子ども虐待ホットライン	☎0120-805-240
・いじめやさまざまな悩みごとについて相談したい	24時間子どもSOSダイヤル(横浜市教育総合相談センター)	☎0120-078310

●住宅

・高齢者の住宅改修について知りたい	高齢・障害支援課高齢者支援担当	☎954-6125
・耐震診断を受けたい	建築局建築防災課	☎671-2943
・不動産取引について一般的な相談をしたい	県・かながわ県民センター(宅地建物相談)	☎312-1121
・不動産取引上のトラブル(宅地建物取引業法の対象)について相談したい	県・建設業課宅建指導担当	☎313-0722
・住宅用家屋証明がほしい(新築)	建築局情報相談課	☎671-4503
・住宅用家屋証明がほしい(中古)	税務課土地担当	☎954-6047
・不動産の登記事項証明書がほしい	横浜地方法務局旭出張所	☎365-1300
・火災被害の罹(り)災証明がほしい	旭消防署警防課	☎951-0119
・火災以外の自然災害による罹(り)災証明がほしい	総務課庶務係危機管理・地域防災担当	☎954-6007
・公的な住宅を借りたい	市営(4・10月定期募集、常時募集) 県営(5・11月定期募集、常時募集) ヨコハマ・リびいん UR賃貸住宅	横浜市住宅供給公社 かながわ土地建物保全協会 横浜市住宅供給公社 UR横浜営業センター

●道路

・道路の舗装・補修・側溝について聞きたい	旭土木事務所	☎953-8801
・道路と民地の境界について聞きたい	旭土木事務所	☎953-8801
・国道(16号)のことについて聞きたい	横浜国道事務所保土ヶ谷出張所	☎951-2230

● 交通

・車庫証明について聞きたい	旭警察署	☎361-0110
・運転免許証の手続(更新・住所変更)をしたい	旭警察署	☎361-0110
・運転免許証をなくしてしまったとき	神奈川県警察運転免許センター	☎365-3111
・原動機付自転車(125cc以下)の登録・廃車をしたい	税務課市民税担当	☎954-6042
・交通事故相談を受けたい(毎月第2水曜)	区政推進課広報相談係	☎954-6022

● 公園・緑

・街路樹の手入れをしてほしい	旭土木事務所	☎953-8801
・公園の管理・整備(樹木・遊具など)について聞きたい		
こども自然公園	北部公園緑地事務所	☎353-1166
横浜動物の森公園(よこはま動物園ズーラシア)	よこはま動物園ズーラシア	☎959-1000
横浜動物の森公園(里山ガーデン)	環境創造局動物園課	☎671-4124
南本宿第三公園	横浜植木株式会社	☎262-7410
今川公園	緑とコミュニティーグループ	☎366-9290
上記以外の旭区内の公園	旭土木事務所	☎953-8801
・市民の森、ふれあいの樹林の管理(樹木など)について聞きたい	北部公園緑地事務所	☎353-1166

● 仕事

・仕事を探したい	ハローワーク横浜	☎663-8609
年金(20~59歳の方など)	保険年金課国民年金係	☎954-6131
・会社を辞めたとき	雇用(失業)保険	☎663-8609
健康保険	保険年金課保険係	☎954-6134
・労働条件や職場のハラスメントなど労働問題の相談をしたい	神奈川県かながわ労働センター	☎662-6110
・仕事や職場での悩みを相談したい	横浜市 労働情報・相談コーナー 働く人の相談室	☎681-6553
・中小企業融資制度について知りたい	経済局金融課	☎671-2592

● ペット

・犬の登録をしたい	生活衛生課環境衛生係	☎954-6168
・犬や猫の飼育について相談したい	生活衛生課環境衛生係	☎954-6168
・狂犬病の予防注射について相談したい	生活衛生課環境衛生係	☎954-6168
・猫の不妊去勢手術を受けたい	生活衛生課環境衛生係	☎954-6168
・犬・猫など小動物の死体処理を頼みたい	資源循環局旭事務所	☎953-4811

● 海外渡航・国際交流

・パスポート(旅券)の申請をしたい	神奈川県パスポートセンター 横浜市センター南パスポートセンター	☎222-0022
多言語で相談したい	横浜市多文化共生総合相談センター	☎222-1209

● 各種相談

・商品やサービスの契約上のトラブルなどについて相談をしたい	横浜市消費生活総合センター	☎845-6666
・相続などの相談をしたい(弁護士や司法書士などによる相談)	区政推進課広報相談係	☎954-6022
・ひきこもり等(15~39歳)の相談をしたい	よこはま西部ユースプラザ	☎744-8344
・多重債務について相談したい	神奈川県司法書士会(平日13時~16時、毎月25日~末日とお盆期間を除く)	☎641-1389
	※緊急時は110番してください 横浜市DV相談支援センター	
・DVに関する相談をしたい	① ☎671-4275 ② ☎865-2040	
	①平日9時30分~16時30分(祝休日・年末年始を除く) ②平日9時30分~20時(第4木曜を除く)、土・日曜・祝休日9時30分~16時(第4木曜・年末年始を除く)	
・家族の問題・人間関係・生き方などについて相談をしたい	こども家庭支援課子育て支援担当 男女共同参画センター横浜	☎954-6117 ☎871-8080

● 戸籍・登録

・住民票の写しや印鑑証明がほしい	戸籍課登録担当	☎954-6034
・引っ越し(転入・転出)の手続がしたい、印鑑登録をしたい	戸籍課登録担当	☎954-6034
・住居表示の申請をしたい、住居表示変更証明がほしい	戸籍課登録担当	☎954-6034
・マイナンバーカードの手続がしたい	戸籍課登録担当	☎954-6034
・戸籍の全部(個人)事項証明(謄・抄本)がほしい	戸籍課戸籍担当	☎954-6031
・出生届・婚姻届・死亡届を出したい	戸籍課戸籍担当	☎954-6031
・土・日に住民票の写し・印鑑証明などがほしい	二俣川駅行政サービスコーナー	☎366-6615

● 年金

・国民年金(20~59歳の自営業・無職の方など)について知りたい	保険年金課国民年金係	☎954-6131
・退職したときの年金(20~59歳の方など)の手続がしたい	保険年金課国民年金係	☎954-6131
・国民年金保険料の免除の申請をしたい	保険年金課国民年金係	☎954-6131
・配偶者に扶養されるようになったときの年金の手続がしたい	配偶者の勤め先	
・厚生年金や障害厚生年金について知りたい	横浜西年金事務所	☎820-6655
・障害基礎年金について知りたい	保険年金課国民年金係	☎954-6131

● 市税・県税

・個人の市民税・県民税について聞きたい	税務課市民税担当	☎954-6041
・軽自動車税(種別割)(原付バイクも含む)について聞きたい	税務課市民税担当	☎954-6042
・固定資産税(土地)について聞きたい	税務課土地担当	☎954-6047
・固定資産税(家屋)について聞きたい	税務課家屋担当	☎954-6053
・自動車税(種別割)について聞きたい	横浜県税事務所	☎651-1471
・証明		
市民税・県民税課税(所得)証明、非課税証明がほしい	税務課市民税担当	☎954-6041
固定資産税の課税に関する証明がほしい	税務課土地担当	☎954-6047
市税の納税証明がほしい	税務課収納担当	☎954-6072

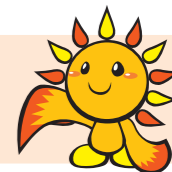
● 国税

・確定申告について相談したい	国税相談専用ダイヤル	☎0570-00-5901
・相続税・所得税(医療費控除・住宅借入金等特別控除)について相談したい		

● その他

・ハザードマップがほしい	総務課危機管理・地域防災担当	☎954-6007
・区民生活・防災マップがほしい	区政推進課広報相談係	☎954-6022
・市民農園について知りたい	北部農政事務所	☎948-2477

横浜市コールセンター ~便利な暮らしの情報ガイド~ 8時~21時(年中無休) ☎664-2525 FAX 664-2828



旭区区民生活・防災マップもチェック!

大地震の際の避難所などが確認できるだけでなく、いざという時のために知っておきたい防災情報、日頃の生活で活用できる区内バスマップ・公共機関の連絡先などの情報も掲載されています。旭区役所1階1番窓口や二俣川駅行政サービスコーナー、区民利用施設などで配布中です。ぜひご活用ください。

スマホやタブレットからも閲覧できます

「旭区区民生活・防災マップ」は、スマホ・タブレット用アプリAvenza Mapsに対応しています。アプリをダウンロードすれば、通信回線が通じない場合でも、マップを見ることができ、GPS機能を使って簡単に自分の位置を確認できます。

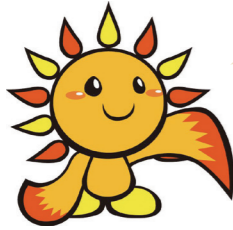
①まずはアプリをダウンロード



②右の二次元コードを読み取るか、アプリ内で「旭区ガイドマップ」と検索し、アベンザマップス用データをダウンロード



二俣川駅行政サービスコーナー



二俣川駅行政サービスコーナーは土・日曜でも住民票などが受け取れます。その場ですぐ発行できる場合と、申請書をお預かりして後に発行する場合があります。

☎366-6615
 所 二俣川2-50-14 ジョイナステラス1 5階
 ㊟平日:7時30分～19時、土・日曜:9時～17時
 休 祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)

取扱証明書	手数料	発行
住民票の写し	300円	平日、土・日曜ともに、その場でお渡しできます(区役所開庁時間外で請求資格などが確認できない場合はその場でお渡しできないことがあります。)
住民票記載事項証明書		
印鑑登録証明書		
戸籍全部事項証明書(謄本)	450円	
戸籍個人事項証明書(抄本)	※平成改製原戸籍は750円	
戸籍の附票の写し	300円	

※戸籍全部事項証明書について、横浜市外に本籍のある方はお問い合わせください。

取扱証明書	月～金曜			土・日曜	手数料
	7時30分～8時45分	8時45分～17時15分	17時15分～19時	9時～17時	
市民税・県民税(非)課税証明書	当日11時以降にお渡し	その場でお渡し	翌開所日※1 11時以降のお渡し(金・土・日曜は翌月曜以降の開所日11時以降にお渡し)	9時～17時	1件につき300円
市税の納税証明書					
固定資産の評価証明※2					

※1 受付日の翌日が祝休日または年末年始の場合は異なる場合がありますので、申請時にご確認ください。
 ※2 固定資産の評価証明は、納税義務者、同居親族・相続人及び納税管理人による申請で現年度分に限り(代理人による申請はできません。)

旭区役所へのアクセス

所 〒241-0022 鶴ヶ峰1-4-12 ☎954-6161(代)
 駐車場は第1と第2の2か所ありますが台数に限りがあります。できる限り公共交通機関をご利用ください。
 ㊟月～金曜:8時45分～17時(祝休日・12月29日から1月3日を除く)
 ●土曜日開庁について
 第2・第4土曜:9時～12時(祝日と重なった場合も開庁します)
 ●戸籍課の業務
 → 戸籍・住民票・印鑑登録など
 ●保険年金課の業務
 → 国民健康保険・国民年金など
 ●子ども家庭支援課の一部業務
 → 児童手当の申請・受付、母子健康手帳の交付のみ
 ※詳しくは、26～29ページの「知りたい、聞きたい、こんなときは」をご覧ください。



区役所駐車場

☎総務課予算調整係 ☎954-6011 FAX951-3401
 旭区役所の駐車場は有料です。区役所を利用される場合は、一定時間無料になりますので、ご利用の窓口で駐車券をご提示ください。

●区役所利用の場合

該当する方	第1駐車場	第2駐車場
手続・相談などのために来庁した方	60分無料	90分無料
公会堂に申込みのために来庁した方	30分無料	60分無料

●区役所利用時間内すべて無料の場合
 ・乳幼児健康診査を受ける場合
 ・障害のある方とその介護者の場合
 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示をお願いします。
 ・低公害車を使用した場合
 電気自動車、プラグインハイブリッド、燃料電池車、天然ガス車に限ります。車検証の提示をお願いします。

一時託児室 ぱおぱおるーむ

☎総務課庶務係 ☎954-6006 FAX951-3401
 来庁者のための託児室を3階に設置しています(開室は不定期です。詳しくはホームページをご確認ください)。
 区役所での手続・健診が済むまで、お子さん(6歳までの未就学児が対象)をお預かりします。お気軽にご利用ください(無料、予約不要)。
 また、3階には授乳室も設置しています。
 ※満室の場合は順番待ちとなります。



自治会町内会

旭区には、現在約240の自治会町内会があり、住みよいまちづくりを目指してさまざまな活動を実施しています。
 地域の快適な暮らしを支えている自治会町内会に加入すると、日頃から顔の見える関係が作りやすくなります。

- こんな活動をしています!
- ◆防災・防犯
防災訓練の実施、防災用品や食料などの備蓄、防犯パトロールや子どもたちの見守りにより地域の暮らしを守ります。
 - ◆高齢者の見守り
ひとり暮らしの高齢者の見守りなどを通じ、地域住民の交流をサポートしています。
 - ◆町の美化
地域の清掃活動やごみ集積所の管理を行っています。

スマートフォンでお手軽に自治会町内会に加入できます!
 加入方法 ▶ 右の二次元コードから「住所・氏名・電話番号」をEメールで送信してください。お住まいの地域の自治会町内会からご案内します。
 ☎地域活動係 ☎954-6091 FAX955-3341 申込はこちら▶

地域活動やボランティアを したい方はこちら

- 旭区市民活動支援センター「みなくる」▶ P17
- 旭区福祉保健活動拠点 ぱれっと旭 ▶ P19
- 地域ケアプラザ ▶ P18-19

